

共同保存図書館研究グループ 研究活動報告

私立大学図書館協力による 共同保存図書館設置の可能性

中島真由美(桜美林大学)

山口美奈(実践女子大学)

塩瀬雅博(女子栄養大学)

植苗 翔(中央大学)

目次

I. 序論	1
II. 別置状況と共同保存図書館に求められる機能に関するアンケート結果	1
III. 先行事例・先行研究の調査分析	4
1. 先行事例	4
1-1 米国	4
1-2 日本	6
2. 先行研究の分析	7
2-1 「保存図書館に関する調査研究報告」	7
2-2 国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第二次基本構想	9
IV. 共同保存図書館モデルの提案	11
1. 「できることを、できるところから」	11
2. 「預託」という概念の提案	11
3. サービス	12
3-1 預け入れ元館からの請求による資料の配送	13
3-2 預かり資料の文献複写と現物貸出業務請負	13
3-3 参加大学間の重複預かり情報の通知	14
3-4 所蔵情報のデータベース化と公開	14
3-5 将来構想	14
4. 設置母体	14
5. 業務・組織	15
5-1 管理業務	15
5-2 運用業務	16
5-3 組織	20
6. 建築構想	21
6-1 設置場所	21
6-2 施設設備と費用試算	22
6-3 費用の調達	23
V. 実施に向けて	24
資料	
資料 A 蔵書の学外保管(別置状況)に関する実態調査アンケート用紙	i
資料 B 蔵書の学外保管(別置状況)に関する実態調査結果	iii
資料 C 学外保存に関する補足アンケート用紙	v
資料 D 学外保存に関する補足アンケート結果	vi
資料 E 共同保存図書館に期待する機能・サービスについてのアンケート用紙	viii
資料 F 共同保存図書館に期待する機能・サービスについてアンケート結果	x
資料 G 勧告などに見る資料保存の流れ	xiii
資料 H ILL フロー	xiv
参考・引用文献	xv

I. 序論

アレクサンドリアとペルガモンの図書館が覇を競った古代より、図書館にとって蔵書の充実は欠くことのできない責務であり続けています。しかし、前世紀に起こった出版点数の飛躍的な増加は、「書庫の狭隘化」という新しい課題を図書館に突きつけました。すなわち、多くの大学図書館や公共図書館が、その責務を果たすために書庫に収まりきれないほどの本を購入する必要に迫られ始めたのです。実際に、大学図書館に限っても蔵書の増加と書架の増設はたちごっこになっており[1]、現在では書庫の狭隘化はもはや慢性的な病というべきものにすらなっています。また、ほぼ同時期に起こった高等教育の大衆化や社会教育の普及に伴う図書館数の増加は、ある図書館が書庫の狭隘化に悩みながらも近隣の図書館と同じ本を集め続けるという奇妙な症状をも生み出しました。

従来、その「病」の治療のために分担収集や除籍などさまざまな薬が用いられてきました。しかし近年、書庫の狭隘化への対策として、学外に保存書庫を設置ないしは貸出し、資料を別置するという方法を採用する大学図書館が増えていきます。

しかし、保存書庫に別置されるのは多くの場合、利用頻度の低い資料です。従って、保存書庫に別置された資料に対するリクエストも著しく少数となりがちです。そして後述するように、ほとんどの資料が利用されないにもかかわらず、民間倉庫業者を利用する場合1冊あたり少なくとも年間数十円の管理コストが発生しているのです。

それでは、もし複数の大学が共同で保存図書館を確保して所蔵情報を共有し、重複図書省くことができたら、どれだけ書庫に余裕ができるのでしょうか。NACSIS-CATにまだ遡及登録されていない図書を含め、他大学の図書がどれだけ利用しやすくなるのでしょうか。そしてなぜ、日本の私立大学は共同で保存図書館を作ることができなかったのでしょうか。それが、私たちの抱いたもっとも基本的な問題意識です。

私たちは最終的な目標を、日本の私立大学が実現可能な共同保存図書館のモデルを提示することとしました。そのために、私立大学図書館協会パブリック・サービス研究分科会に参加する15大学にアンケート調査を行って蔵書の別置状況を把握し、また共同保存図書館が存在した場合に求められる機能を探ることを第一の柱、そして洋の東西を問わず先行事例・先行研究を収集し分析することによって共同保存図書館の実現の条件を探ることを第二の柱として研究を進めました。

II. 別置状況と共同保存図書館に求められる機能に関するアンケート結果

1. アンケートの目的

2006年3月23日の「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」[2]によれば、「国公私を通じた大学全体の平均収容率は約90%、特に国立大学においては既に110%近くに達し、中には収容率150%を超える大学などもあり、憂慮すべき事態になっている。」とのこと。大学が直面する財政難による予算不足により、新たな書庫等の増築や各種保存設備の導入は困難であることを考えると、書庫の狭隘化は今後ますます深刻な問題になることは確実な状況にあると指摘しています。

国立大学に比べると私立大学ではまだ若干の余裕を残しているようにも見えますが、「一般に書架収容率の70%を超えた場合には、新刊書の排架に困難を来す」[2]といわれていることから考えると、国立、私立に関わりなく新刊の配架に苦勞している現状が読み取れます。

そこで、私立大学図書館における書庫の狭隘化の現状を垣間見るべく、パブリック・サービス研究分科会参加の15大学図書館を対象に、蔵書の学外施設への別置状況をアンケート調査しました。

2. 蔵書の学外保管（別置）状況に関する実態調査（資料 A,B 参照）

「貴館では蔵書(図書)の一部を学外(キャンパス外)に別置していますか。」との問いに対し、15 館中 6 館から「はい」との回答を得ました。実に 4 割にあたる大学図書館で蔵書の一部を学外へ別置している実態が明らかになりました。標本数が 15 と少なかったことによる偏りを考慮しても、今回のアンケート結果から考えると、我が国の私立大学図書館の狭隘化の現状は深刻なものではないと主張することはできないでしょう。少なくとも、狭隘化対策を行っている大学図書館が身近に存在していたことを感じるには十分すぎる結果であったといえます。

ところで別置先ですが、大学の別施設と回答した 1 大学を除く 5 大学では、民間の貸し倉庫に別置していることが判明しました。民間の貸し倉庫への別置は 1994 年度に始まり今日に至っています。そして貸し倉庫に預けている蔵書数は、最も少ない大学で約 4 万冊、最も多い大学では 27 万冊強でした。これは、蔵書数（50 万冊から 260 万冊）からみた図書館の規模に開きがあったことと思われれます。

アンケートからは読み取れませんが、ヒアリングしたところ、学生数が少なかった時期に建てられた図書館をそのまま使用しているため、資料の多くを別置している大学もあることがわかりました。学生数と資料の増加で書架は狭くなり、更に新しい資料が入ってくる状況のなか、新たに別置される資料が増えてきています。また、蔵書数の少ない図書館では除籍に対して消極的になり、そのため保管数も多くなったと考えられます。

また、年間保管費用には約 200 万円～2500 万円と幅が認められました。利用している倉庫と預けている冊数により、負担している費用にもかなり幅があることがわかりました（1 冊当たり預け入れ費用は約 46～123 円）。

一方、学外に別置した資料の取寄せ状況ですが、民間倉庫に預けている 5 館の資料請求(取り寄せ)回数は、年間 706 回でした。平均すると 141.2 回/大学となります。取り寄せ冊数は 3,063 冊で、平均すると 612.6 冊/大学となります。また、1 回当たりの平均請求冊数は 4.3 冊でした。

さらに、民間倉庫に預けている総冊数（約 75 万 7 千冊）に占める取寄せた資料の比率は 0.4%となりました。逆の言い方をすれば、99.6%にあたる約 75 万 4 千冊に及ぶ資料は、一年間利用されることなく保管されていたこととなります。

アンケートでは、「問 4：別置図書選定基準の有無」として別置に廻す図書の選定基準を質問しました。学外に別置していると回答した 6 館すべてが「ある」と回答しました。「もしあれば差支えない範囲で別置図書の選定基準をご教示ください。」との問いには、稀利用資料、出版年・受入年が古い、利用頻度は低いが専門性が高いなどに加え、複本や重複本との回答もありました。利用頻度は低いが専門性が高い資料は保存するに値する資料であると言えますが、複本や重複資料は 1 部ないし 2 部残し、残りは除籍後、廃棄してもよいように思えます。

ところで、アンケート結果によれば、民間倉庫へ別置していると回答した 5 館は 2008 年度に総額約 6,680 万円を別置費用として支出しています。もし 5 館で協力し合い共同で保存図書館を立ち上げることができれば、6,680 万円よりも安い費用で少なくとも現状と同レベルのサービスを実現できるのではないのでしょうか？

この考えを基に、私たちは更に 2 種類のアンケートを追加実施し、私立大学図書館間協力の一形態として共同保存図書館設立の可能性を模索することとしました。

3. 学外保存に関する補足アンケート（資料 C,D 参照）

まず、別置を行っている 5 大学を対象に補足アンケートを実施しました。前回のアンケートは蔵書の学外別置の状況を把握するために行ったため、今回のアンケートは別置の実態を把握することを目的とし、別置を行うに至った経緯や利用の方法、問題点など具体的な運用について調査を行いました。

このアンケートは3大学から回答を得ましたが、回答内容には同様の点が多く見受けられました。まず保存対象の資料ですが、全ての大学で図書と製本雑誌を対象としていることがわかりました。この他にも、OPACへの表示や申込方法は同じ方法をとっていることがわかりました。具体的には、OPAC表示は配架場所などで学外保存資料であると利用者にはわかるよう工夫していること、申込方法は利用者が申込用紙に記入して図書館カウンターに申し込み、それを受けて係員が倉庫業者にFAXで配送を依頼する方法であることです。共同保存図書館でも同様の方法を取ることが想定されます。

大学図書館と倉庫間の運搬方法については、1大学のみ民間の宅配便を併用していましたが、倉庫会社の手配した巡回便を全ての大学で利用しており、配送面でも大学間の差異はほとんど見られませんでした。

学外倉庫を利用した経緯については、書庫の収容率が限界に近付いているものの新書庫設立のめどが立たず、学外保存を実施した様子が窺えました。それほどまでに書庫の狭隘化は逼迫したものなのであると思われる状況です。

民間倉庫の満足度については、大きな問題はないとしていますが、配達の迅速性、学内OPACからの申込み、配送状況がわかるシステムなどの要望が見受けられました。いずれの要望も、共同保存図書館の設立を考える際に参考になりうるものでした。

このような状況の中でも資金に余裕のある図書館は自前の保存図書館を設立しています。しかし現実には色々な問題点を抱えながらも、民間の図書保管を専門とする業者に委託せざるをえない実態があり、保管スペースの狭隘化は、個々の図書館では対応しきれない状況になっていると思われます。

4. 共同保存図書館が実現した場合、期待する機能・サービスについてのアンケート

(資料 E,F 参照)

前述のアンケートを行った結果、改めて共同保存図書館設立の実現に向けて考えるべく、パブリック・サービス研究分科会参加の15大学に、更にアンケートを実施しました。今回のアンケートは、別置の状況を改善するための「共同保存図書館」を実現させるため、その図書館に期待する機能やサービスについて調査を行いました。その結果、10大学から回答を得られたので、各大学が共同保存図書館に寄せる期待を探っていくこととしました。

まず、共同保存図書館に資料請求した場合の自館までの配送時間については、夕方までの申し込み分は翌日中、それ以降閉館時までの申し込み分は翌々日の配達をイメージしている傾向が窺えました。

通常の出借せは無料で行うと想定した上で、有料の短時間配送サービスの必要性を聞いたところ、その必要性はないとの回答が大半を占めました。これはILLサービスをふまえた結果と考えられます。ILLでの現物貸借の場合、配送料はかかるものの、手数料は大半の機関では無料であること、所要時間は申し込み日から中2日程度かかることが現在の状況であるからでありましょう。従って、翌々日配達を保証する物流の仕組みを提供することで、待ち時間に対する不満を回避できるものと考えられます。

共同保存図書館のサービスとして提供してほしいものはどのようなものかについては、共同保存図書館設立のためのスタイル確立に非常に参考になりそうな意見が挙げられました。

共同保存図書館の機能として想定した業務で、大多数の意見が「必要」としたものは「文献複写サービス」でした。これは貸出しサービスも含め、ILLサービスのイメージで捉えられた傾向がみられました。

一方、必ずしも提供してほしいとまではいけないサービスとして、「閲覧室の設置」「参考業務(レファレンス)」「資料劣化対策機能」「劣化資料の媒体変換(電子化・マイクロ化など他の媒体事業の一元化)」「収集した資料の欠落補充」が挙がりました。ただ、これらのサービスもできればやってほしいという意見もありました。

その他、期待するサービスとして「共同でデジタル化をすすめる」「PC画面上のボタン一つで申し込み可能であるといった、ITを利用したシステマチックな申込方法の採用」「蔵書目録の公開」などが挙がっており、共同保存図書館の設立には何が必要であるか、参考になる結果を得られました。

Ⅲ. 先行事例・先行研究の調査分析

1. 先行事例

1-1 米国

海外に目を向けると、米国ではすでに1950年代から複数図書館による共同保存図書館設立の動きが始動していたことが分かりました。ここでは、我が国の共同保存図書館を考える上で大きなヒントを与えてくれる3つの代表的な共同保存図書館を簡単にご紹介します。

●The New England Deposit Library (NEDL)[4]

NEDLは、1890年代にHarvard大学の学長であったCharles W. EliotとLibrarianであったWilliam Coolidge Laneが稀利用資料(seldom-used materials)を保存する図書館の必要性について意見の一致を見たことに端を発します。保存スペースの有効利用を最優先し、資料はサイズ別に配架すべきと考えたEliotと、利用を考慮し、分類別に配架すべきと考えたLaneの見解の相違から残念ながら実現しませんでした。それから半世紀を経た1942年、Harvard大学図書館長だったKeyes MetcalfがHarvard大学の他、Boston University, Boston Athenaeum, Massachusetts State Libraryなど近隣の7つの大学、研究機関、公共図書館へ働きかけ、世界初の共同保存図書館が設立されました。設立に際しては、Harvard大学が土地を無償提供し、建物の建築費として25万ドルを融資しています。

こうして設立されたNEDLは、稀利用資料の共同保存図書館ではありましたが、その実体は、参加館へ場所を賃貸しするだけの施設でした。NEDLは、参加館が納める賃借料により運営されましたが、独自のコレクションを構築することもなければ、保存されている資料を共同利用することはありませんでした。NEDLに保管されている資料の所有権は、NEDLではなく、その資料を預けた館にありました。それ故、資料も参加館ごとに区割りされて保存されていました。NEDLは、共同保存図書館というよりも、むしろ保存書庫的な性格が強かったことが、保存図書館としての発展を抑えた要因であったと云われています。

●Midwest Inter-Library Center (MILC)

MILCについては、菊池しづ子が「共同保存図書館の諸問題」[5]の中で詳細に述べていますので、ここでは、菊池の論文から必要箇所を引用の上、要約して紹介いたします。

MILCは、1930年代、中西部地区の大学の学長達のグループが、資料の増加と書庫のスペース不足という差し迫った必要から、協力的保存の方策についての協議を行ったのが始まりとされています。世界恐慌や第2次世界大戦により協議は中断しましたが、戦後の1948年にミネソタ大学のErret W. McDiarmidらに調査を依頼し、その報告に基づき協力的保存機能に加え、協力的収集機能も備えた保存図書館として設立に向け動き出しました。

1949年3月には、中西部地区の10大学がMidwest Inter-Library Center財団を設立し、シカゴ大学から土地の提供を受け(10ドルで購入)、カーネギー財団から図書館の建物の建築費として75万ドルの援助とロックフェラー財団から新図書館設立に伴う諸経費として25万ドル、合計100万ドルの援助を受けて、1951年に300万冊を収容できる集密書架と2万巻の新聞を収容できるスペースを備えた建物を完成させました。ここに、後にCRL(Center for Research Library)へと発展するMILCが実質的なスタートを切りました。

MILCに保管されている資料は、「A:完全な寄贈、B:名義は寄託館に残したまま図書は永

久に寄託する、C:名義は寄託館に残したまま図書は無期限に寄託する、D:レンタル保管（保存場所のみ借用）」の4つのカテゴリーに分類されていました。

MILCでは、寄託された資料を図書館を介して利用者へ貸出したり「所在調査に関するレファレンスサービス」を受け付ける他、「加盟館ではめったに所蔵されていない、研究上の価値があつて、なおかつ、あまり使われない資料」を購入し、独自のコレクションを形成することにも注力していました。

MILCは、研究図書館協会（ARL）の援助によるプロジェクトや外部機関との提携を進めた結果、着実に全国的に信頼される保存図書館へと発展していきました。これが結果として地域図書館から全国的役割を担う Center for Research Library(CRL)へと転換することにつながりました。

MILCがNEDLと根本的に異なる点は、MILCは、単なる保存図書館にとどまらず、NEDLが行わなかった“common use”を“resource sharing”という形で実行した点に認められます。また、個々の参加館では購入しづらい資料を自己資金の範囲内で購入し参加館の利用に供した点、すなわち共同収集事業を展開した点に認められます。

●Hampshire Interlibrary Center (HILC) [6]

HILCは、共同で研究資料を所有することで各参加館の資源を補完することを目的として、1951年9月に Amherst, Mount Holyoke, and Smith Colleges の3つのカレッジにより設立されました。HILCは独自のコレクションを持ち、それらは参加館へ貸出されました。利用頻度の低い資料や雑誌、新聞、マイクロフォームや個別の館では購入できない高額資料などが収集され、共同利用に供されました。コレクションは、書庫スペースを有効利用するためサイズにより6つに分類され、アルファベット順に並べられました。

NEDLがHarvard大学の敷地内に専用の建物を建てたのに対し、HILCは参加館の図書館を間借りした後、Massachusetts大学図書館が新館へ移ったことで空いた建物へ移動したため、自己所有の建物を持ちませんでした。HILCが購入する資料は、参加館が運営費を均等に負担することでまかなわれましたので、家賃が“Free”ということは、大きな利点となりました。

HILCの初期のコレクションは寄託により形成されましたが、重複資料は、売却され新たな資料の購入費に当てられました。資料は参加館に限らず、非参加館からのリクエストに応じて貸出されていました。その一方、レファレンスサービスは参加館・非参加館を問わず提供していませんでした。レファレンス用の蔵書を維持していなかったからです。このように、NEDL、MILC、HILCは、いずれも地域ネットワークを母体として設立された保存図書館であり、後述の「保存図書館に関する調査研究報告書」に見られるような「国家的レベル」の組織でもなければ、「社会的財産としての大学図書館の蔵書を将来の利用者のために保存することは大学図書館の責務」といった観念からでもなく、自分たちの身近な問題解決手段として生まれてきています。すなわち、『必要性』に迫られて、必要とするのみを解決することを目標に、生まれるべくして生まれてきた組織であったと言えます。

また近年では、カリフォルニア州立大学の North、South 両保存図書館や Five College コンソーシアムの共同保存図書館などの例が挙げられます。ここでは、共同保存図書館の収納に関して参考になるカリフォルニア州立大学の保存図書館について、私たちの提案する共同保存図書館を考える上で必要な点のみを簡単に紹介します。

富岡達治の報告[7]によれば、カリフォルニア州立大学が持つ2つの保存図書館(North、South 両保存図書館)では、奥行きが約45cmの固定式の書架が利用されています。(奥行き45cmの)「書架の各段に資料を2列ずつ受入順に配架することで高密度化を図っていますが、資料は受入順に並んでいるため探しにくくなることもなく、資料にたどり着くまでのスピードも速く、低コストで建設可能という利点がある」とのことです。書庫について

は、自動出納書庫に限らず提案できる手段を探すことも必要かと思えます。

また、当該報告書では、資料を保存するための環境を維持するために必要となる設備、例えば温度・湿度管理や紫外線対策などについても紹介されており、共同保存図書館の設備を検討する際の参考になると思われます。

米国の事例を見てきましたが、わが国において共同保存図書館を考えるに当たっては、‘年々増え続ける資料による書庫のスペース不足’という差し迫った緊急課題に対する方策という視点から共同保存図書館を考える事が必要であると考えられます。従って、全国的レベルの共同保存図書館ではなく、地域密着型の稀利用資料の保存機能を中心にした共同保存図書館を、独自の発想を交えつつ提案することが必要と考えられます。また、保存場所となる書庫についても、高額な自動出納書庫を前提とすることなく、利用形態に即した保存手段を選択的に組み合わせて構築していく柔軟性も重要ではないでしょうか。

1-2 日本

一方、わが国の保存図書館の状況に目を向けると、大学毎、公立図書館単位の単独で資料保存のための施設を設置しています。そうした国内の例をいくつか紹介します。

大学図書館

●立教大学図書館新座保存書庫

独立施設としての保存図書館の先駆けであり、既存の書庫の狭隘化により、本館の図書館機能の回復と学術研究資料の集積を目的として1982年に建てられました[8]。それに伴い書庫スペース問題は解決したかに思われましたが、池袋キャンパスで増え続ける蔵書を引き受けていたため、1990年代後半には満杯状態となりました。その後、池袋キャンパスの再開発で2001年から2002年にかけて学部図書室を再編した社会科学系図書館と人文科学系図書館が池袋にできたため、保存書庫への移送図書は減りました[9]。立教大学図書館の担当者によると、2006年に新座図書館内に自動書庫ができて各館からあふれる蔵書を受け入れるようになったことも、保存書庫への移送図書が減った要因のようです。

新座保存書庫は、立教大学の各文庫、貴重書等、1955年以前に収書された単行書約8万冊、1970年以前に刊行された逐次刊行物、セット物を収納し、さらに利用頻度の少ない図書資料を収納しつつあるとしています[10]。新座保存書庫蔵書冊数は、2007年度には約49万冊[11]、2010年2月現在では、約515,000冊になっており、ほぼ満杯になっています。

●法政大学産業情報センター

経済関連の研究所と図書館の機能を併せ持たせた機関として1986年に設立されました。多くの企業における資料室の保管スペース不足を背景とし、資料センター機能においては、共同保存利用の保存図書館となることを企図しています。その設立の背景には、多くの企業の資料室での保管スペースの問題がありました。

資料の収集では、経済文献研究会や専門図書館協議会等の多くの参加機関から灰色文献や社史・団体史等の廃棄対象資料の寄贈を受け、経済関係の専門図書館として学内外に提供しています[8][12]。

その後、法政大学産業情報センターは、2004年1月より法政大学イノベーション・マネジメント研究センターに改称されています[13]。

公立図書館の保存施設

●滋賀県立図書館の資料保存センター機能

市町立図書館の書庫スペースの狭隘化の解消のため、資料保存センターの機能を持った書庫が1992年に増設されました

市・町立図書館で除籍した図書のうち、保存が必要なものや県立図書館が所蔵していない

図書を県立図書館の蔵書として受け入れ、共同利用することで県域レベルの資料保存を保障しています[8][14]。2007年度の事業実績では、市町立図書館除籍図書等からの受入は4,216冊、除籍雑誌からの受入は207誌とあります[15]。

●神奈川県立川崎図書館「科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー」

日本有数の工業地帯に位置する神奈川県立川崎図書館は科学・産業技術分野の資料の収集に力を注いでおり、結果として一般の公立図書館とは異なる専門性を獲得しています。中でも、企業資料室等の保管スペース不足から廃棄を余儀なくされている資料を受け入れることで、多くの貴重な洋雑誌等の資料保存を保障しているのが「科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー」です。この施設は2004年に、廃校になった旧県立野庭高校校舎に設置され、科学技術系の専門資料・情報提供サービスを行っています。この試みの実現の背景には、県内の多様な企業・団体の専門図書館を対象として資料の相互利用を行っている「神奈川資料室研究会」と県立図書館との40年以上に渡る協力関係があります[16]。約500タイトルで始まったこのデポジット・ライブラリーは、1,500タイトル（2007年10月）を超えるまでに成長しています[17]。

このように、資料の共同保存の試みは、それぞれの図書館の事情に合わせて行われています。保存書庫の設置に至る背景には一様に保管スペースの狭隘化があり、それによる資料の過度な除籍や貴重な資料の分散を防ぎ、共有の財産として利用するためにさまざまな工夫が行われています。除籍資料や寄贈資料の受け入れから運用が始まっており、設置場所は、同じ敷地内や別施設です。県立図書館は、市町立の図書館にとっては無理である資料保存の役目を果たしています。また、大学においては、資金に余裕のある大学図書館は自前の保存図書館を設立しています。しかし、資料保存としての努力は1館でのものであり、複数の大学図書館が協力して保存と利用に責任を持つ、どの図書館にも属さない独立した共同保存図書館の実現が必要と思われます。

2. 先行研究の分析

2-1 「保存図書館に関する調査研究報告」

書庫の狭隘化に関する勧告等を調べてみると、既に1961年5月には、日本学術会議が「大学図書館の整備、拡充について(勧告)」において「書庫面積が蔵書数の増加に対応して増加していない大学図書館が大部分を占めている。」と、当時の書庫の狭隘化の状況を指摘したうえで、その改善勧告をしています。

その後、保存図書館の重要性、必要性については、2006年3月までの間に、補足資料「“勧告”等にみられる保存図書館計画の流れ」に示す通り10回に及ぶ勧告等で指摘されています。中でも、1994年3月に国立大学図書館協議会が発表した「保存図書館に関する調査研究報告書」[1]は、他の勧告などが触れることのなかった建設構想に言及している点は注目に値します。

同報告書の構想編では、全国レベルの視点から共同保存図書館建設試案が、立地条件や施設の規模、設備など広範に詳述されています。しかしながら、こうした具体的な建設試案が公開されながら、現在に至るまで共同保存図書館は実現しておりません。保存図書館の重要性、必要性がこれほどまでに叫ばれて来たにも関わらず、今日に至るまで実現していないのでしょうか？

そこで私たちは、基本理念にとどまらず、建設構想に言及している「保存図書館に関する調査研究報告書」の内容を精査することで、実現を阻む要因を洗い出し、それぞれの要因について考察を試みることにしました。その結果、次に挙げる5項目が同報告書の構想が頓挫した主な要因ではないかと結論づけるに至りました。

①全国レベルの保存体制のあり方を中心とし、全国的な共同保存図書館を構想したこと

- ②保存スペース不足という深刻な状況の解決策に加え、付加機能を重んじ過ぎたこと
- ③保存すべき資料の範囲を広げ過ぎたこと
- ④学術情報流通体制という枠組みの中で「効率的な保存システム」の構築を目指したこと
- ⑤所有権の移転を前提としたこと

①全国レベルでの保存体制のあり方を中心とした、全国的な共同保存図書館を構想した事

同報告書は、米国の共同保存図書館の成功事例として、New England Deposit Library(NEDL)、Midwest Inter-Library Center(MILC-後のCRL)、Hampshire Inter-library Center(HILC)、Medical Library Center of New York(MLCNY)を紹介しています。ここで紹介された4つの共同保存図書館の共通点は、「地域ネットワークを母体とする共同経営型の保存図書館」であるという点です。すなわち、初めから全国的な視野に立って設置が検討された保存図書館ではなく、ある地域の大学図書館が『収蔵スペース不足を解決する方策』として協力して立ち上げた保存図書館であるといえる点にあります[18]。米国では、このように地域レベルの施設として共同保存図書館が設置され、それぞれ成功を収めました。成功の裏には、収蔵スペース不足という同じ問題を共有する地理的に身近な図書館同士が協力し合ったことが挙げられます。

一方、同報告書では、大学図書館の蔵書を「国民全体の学術的・文化的資産」と位置づけ、我が国の「学術研究情報流通の整備の中で、図書資料の効果的保存システムとして検討」するとした崇高な理念を優先し過ぎたあまり、その理念が実現を妨げる要因と化したのではないかと考えられます。

②保存スペース不足という深刻な状況の解決策に加え、付加機能を重んじ過ぎた事

同報告書の第3章第2節の資料保存に関する現状分析によると、1990年時の全大学の平均収容率は75.06%を示してします。国立大学の平均は実に98.99%と書架はほぼ満杯になっていました。

「収蔵スペースの狭隘化については、一般に書架収容率の70%を超えた場合には、新刊書の排架に困難を来すとされている」ところから考えれば、劣化対策や媒体変換の一元化などの機能は後回しにしてでも書庫のスペース不足の解消に重点を絞り、早急に共同保存図書館の実現を目指すべきだったのではないのでしょうか。

③保存すべき資料の範囲を広げ過ぎた事

「資料保存」といっても「将来その収集は不可能」ということで、将来の利用を想定し、流通しているうちに収集された資料を保存していこうとする“保存”と、現在の利用者へ学術情報資源を効率的に提供することを目的に利用頻度や資料の鮮度に応じ、稀利用資料や時間の経過や改版などで内容が陳腐化した資料を別置して保存しようとする“保存”とでは、同じ“保存”でもその意味するところは必ずしも同義ではありません。

同様に、利用頻度の低下した資料の複本を書庫から別置して保存するのと、酸性紙が使われ劣化が認められる資料を書庫から抜き取り別置して管理するのとでは、意味合いが違ってきます。

また、紙媒体の資料と、紙以外を媒体とする資料、例えばマイクロフィルムやフィッシュ、カセットテープやレコードとでは保管方法が異なります。それにもかかわらず、大学図書館が扱うすべての媒体を初めから保存対象とすることには、無理があったと考えられます。

④学術情報流通体制という枠組みのなかで「効率的な保存システム」の構築を目指した事

「学術研究情報流通体制」とは、「学術情報システム」を指しているようですが、共同保存図書館（システム）を学術研究流通体制という枠組みの中で検討するということは、そ

の枠組みを越えた発展性は期待できなくなり、学術研究流通体制の中での「効果的な保存システム」に成らざるを得ないでしょう。

学術情報流通体制とは学術情報システム、すなわち NACSIS を指すものと思われます。もしそうだとすれば、共同保存図書館の蔵書の目録情報と所蔵情報がきちんと NACSIS に反映されることを保証する限り、「学術研究情報流通体制」の外側でより効果的な保存システムを構築しても問題はないと考えられます。

仮に共同保存図書館の所蔵情報の一部が NACSIS と同期できなくても、共同保存図書館の OPAC 上にさえ公開できれば、所蔵情報の全国的流通を妨げることはないと考えられます。

⑤所有権の移転を前提とした事

同報告書に「共同保存図書館への資料の移管は、主として管理換による。すなわち、移管した資料の所有権は共同保存図書館に移管する」と明記されている通り、各大学図書館から共同保存図書館へ移管される資料は、所有権の移転を伴うことになります。

わが国の大学図書館の場合、蔵書は備品であり資産計上されていますので、国立大学の「管理換」に相当する制度が存在しない私立大学図書館においては、所有権を放棄するためには、除籍手続きが必要となり、学内的に所定の手続きを経ることが必要となります。

これに反し、米国の例では、NEDL は実質的には場所借りであり、所有権は NEDL ではなく各大学図書館が保持していました。MILC では、「法律上、会計上、図書館の財産をどう扱うか」により完全な寄贈から保存場所だけを借りるレンタル保管まで 4 つのカテゴリーに分類して資料を受容していました[5]。

共同図書館が収集された資料の所有権を持つことは、重複分を処分したり、不要分を処分したりする上で有効なことであるのは確かです。その一方、利用頻度は低いとはいえ、除籍するまでには至っていない資料を除籍してまで（資産を削ってまで）共同保存図書館へ移管することへの学内の理解を得ることは、大学図書館にとって簡単なことではありません。

「寄託等の方法も考慮する」として、マイクロフィルムなど大学の収蔵施設・設備が不十分な場合、寄託という形で預かるとは言っていますが、中心は、所有権の移転を伴うことになること点を考慮すると、各大学が共同保存図書館プログラムへの参加を躊躇したとしても不思議はないと考えられます。

2-2 国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第二次基本構想

国内の共同保存図書館に関する構想としては、国立国会図書館関西館設立の際「国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第二次基本構想[19]」(1991年8月)の中に「共同保存利用プロジェクト」として盛り込まれたものも挙げられます。

それによると、共同保存利用図書館の必要性については「近年の文献情報の量的拡大、地価の高騰等により、一層緊急の課題となっている。特に、大都市の大学図書館や専門図書館では、保管スペースの不足に悩み、その確保が急務となっている」とし、メリットとして「利用の少ない資料を共同で保存できれば、各図書館・情報提供機関等の蔵書管理コストを軽減でき、また、それら資料の現物貸出、複製による利用を保障すれば、自館で所蔵する場合と同様に利用可能である」という点、「資料の共同保存利用により、他館から提供・寄託を受けた資料も利用できるのも、関西館の他のコレクションと合わせて、利用可能資料が飛躍的に拡大する」点を挙げています。また、運営・管理については「学術情報センター、日本図書館協会、専門図書館協議会、全国公共図書館協議会等の図書館関係諸団体の協力を得て」とされています。収集の対象は「全国の各図書館・情報提供機関等で不要となったり、あまり利用されなくなった資料で、関西館が所蔵していないもの」となっています。

この「共同保存利用プロジェクト」は同館の「国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第一次基本構想[20]」（1988年8月）には記述の無かったものです。1991年8月に同構想が発表された後も、国立国会図書館第5回資料保存シンポジウム（1994年11月）における同館総務部企画課内海啓也課長補佐の講演[21]の中では「国立図書館の機能の一つは共同保存図書館なのだといってもおかしくない」「共同保存プロジェクト、これについても館内検討会で少し詳しく検討しています」との発言がなされ、1994年12月に国立国会図書館建築委員会から衆参両院に提出された「国立国会図書館関西館（仮称）の建設について（勧告）」に付随する「国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画概要[22]」においても「他において保存を困難とする資料で必要と認められるものを保存し利用に供する共同保存利用業務及び公私立図書館を中心とする総合目録データベースの構築を行う等」との記述があるなど、継続的に検討されていたものと推測されます。

しかし、1997年に提出された基本設計[23]の中では「図書館協力系諸室」が研究・管理棟に計画されるに留まり、結果としては関西館では図書館員研修やレファレンス協同データベースという形での図書館協力事業は行うものの、共同保存図書館の機能が盛り込まれることはありませんでした。また上記構想には、図書館協力の枠組みの中で、「各図書館の貴重書等について有料制の保存処置サービスを提供」とするとともに「国の内外からの研修生を受け入れて、教育・研修を実施」する「保存修復センター」や、マイクロ・ネガ・フィルムについて国会図書館だけでなく他の図書館や情報提供機関等で制作されたものも寄託できる共同利用施設としての「マイクロ・ネガ・フィルム保管庫」など野心的なプロジェクトも盛り込まれていましたが、これらも資料保存研修機能を除けば多くは実現に至らなかったといえます。

「共同保存利用プロジェクト」が実現しなかった理由は必ずしも明らかにされていませんが、上述の内海講演の中でも「プロジェクトに資料を出す際の所有権をどうするのか」「所有権を持ちながら寄託だけしたいという場合もあるでしょうし、そういう場合に具体的にどういう形でいくのか」という発言があり、国会図書館がやはり所有権を重要な問題点として認識していたことが分かります。また、プロジェクトが実現した場合に大量に発生すると考えられる不要本について、参加館への再配布やリサイクルの機能まで国会図書館が担うのかという懸念も示されました。

しかしなにより顕著であったのは、国会図書館がこれを国会図書館単独の事業ではなく、学術情報センターや公立図書館と連携した国家的なプロジェクトとみなしていたことです。上述講演の中では、滋賀県立図書館の資料保存センターを例に挙げた上で「(公立図書館が)第一優先に保存しないとイケないものをまず決めた上で、国家レベルのコレクションとして何が必要なのかを判断していただいて、国立国会図書館の共同保存プロジェクトに参加していただく」、また国立大学図書館協議会の共同保存図書館構想を例に挙げた上で「(国立)大学の共同保存センターと国会図書館の共同保存利用プロジェクトとを結んでいこうと考えております」、さらには「(私立大学も)いずれ施設的な限界は来るわけです。資料保存のための集団的な安全保障である共同保存利用という枠組みの中に入っていく方策を考えていかないといけないのではないか」との発言がありました。

国会図書館が単独で事業を行うことは施設・予算・人員の関係から困難であったにせよ、館種を超えた全国的な連携をプロジェクトの前提としたことが、その実現の軸となったことは想像に難くありません。

以上のような考察を試みる中で、大学図書館の蔵書を「国民全体の学術的・文化的資産」つまり国民全体の共有資産として捉えるならば、所有の概念から離れ、利用の側面から論じることが大切になってくると考えるようになりました。そして『共有＝共同利用』という考え方のもとに共同保存図書館を構想したいと考えるに至りました。

IV. 共同保存図書館モデルの提案

1. 「できることを、できるところから」

大学図書館が、毎年毎年資料を購入し続ける限り、館内の資料は際限なく増え続けることとなります。一方、館内の保存スペースは限られているため、年々増え続ける資料を格納し続けるためには、保管スペースの拡張が必要となります。

しかしながら、大学を取り巻く環境は厳しく、多くの大学では、財政難により書庫の増築や新館の建設が困難を極めております。もはや書庫の狭隘化をそれぞれの大学図書館が独力で解決していくことは限界に達している感を否定できません。

そうした情勢を考慮するとき、共同化を視野に入れた解決の道を見出すことが必要となってまいります。そこで私たちは、米国での共同保存図書館の成功事例や、国立大学図書館協会の保存図書館構想から学んだことから、「できることを、できるところから」をモットーに、次の5つのコンセプトに基づく「共同保存図書館」の実現を提案いたします。

●当初は同一館種による共同保存図書館を目指します

異なる館種の図書館が参加する場合に館種の違いにより生じることが予測される諸問題を回避し、円滑なスタートを切るために、私立大学図書館のみを参加館とします。

●当初から全国レベルの施設を目指しません

県あるいはそれに準ずる広がりを持った地域を対象とし、その圏内に立地する私立大学による共同保存図書館の設置を目指します

●多機能な図書館を目指しません

書庫の狭隘化という切迫した問題を解決すべく、参加館の『スペース・セービング』を目的とした保存機能重視型の施設をまずは目指します。従って、当面は、図書と製本雑誌のみを保存対象とし、また、利用者サービスは ILL のみで開始します。

●保存資料を活用した情報流通拠点を目指します

寄贈を原資に自己の蔵書を構築し、それを NACSIS へ公開すると同時に文献複写や現物貸借に広く応じることで情報流通の拠点化を目指します。同時に、大学図書館との間で複写・現物貸借業務請負契約を結び、預かっている資料に対する文献複写や現物貸借が発生した場合には、所有する大学に代わり ILL 業務を代行することで、情報流通の拠点としての役割をさらに強化したいと考えます。

●「預託」という概念

所有権の移転が共同保存図書館への参加の足かせとなっていると推察されることから、所有権の移転を伴わない預け入れシステムとして「預託」という新しい考え方の導入を提案します。

2. 「預託」という概念の提案

「預託」とは、「別置」に比べて保管費用を安価に設定するかわりに、預けた大学から利用が一定期間（3年）無い場合には、「別置」、「寄贈」、「保管中止」のいずれかを選択してもらう仕組みです。

本来、共同保存図書館へ移転される資料は、それを所有する大学で事前に除籍処理を済ませてから移すことが望ましいのですが、大学図書館側には、次に挙げる理由などで、簡単には、除籍できないのが現状のようです。廃棄となるとなおさら実行しづらい面があるようです。

- ・蔵書冊数は大学図書館の規模を示す一つ尺度でもあり、大学の上層部には、除籍により蔵書冊数が減ること自体を快く思わない風潮があると言われています。
- ・図書並びに保存を前提として購読する雑誌は、会計制度上、備品として計上され資産科目となっており、除籍する手続きも煩雑な場合が少なくありません。

・個々の資料に関して不用／廃棄とする明確な基準が学内に存在しないため、除籍担当者には、除籍に対する心理的な抵抗感が存在するといわれています。

その一方で、廃棄自体を、学内で不用とする合意を得られた資料を資産から除却し、それを必要とする機関へ提供することで、学術情報流通の出発点としてとらえ「資料の共同利用」の一部として位置づけている大学[24]や、廃棄の目的を「種々の面で、図書館運営の向上に寄与することにある」としたうえで、スペース不足の解消に加え、魅力的な蔵書構成という積極的な面からとらえている大学[25]も存在します。

しかし、除籍や廃棄に消極的な大学図書館は、不用と思われる資料でもなかなか除籍に踏み切れず、民間倉庫に別置する道を選択している可能性があります。そうした大学図書館には、まずは別置先として共同保存図書館を選択しやすくするため、民間倉庫より安価な料金体制を用意することにしました。民間倉庫から共同保存図書館へ別置先を切り替えた後、学内の利用者が共同保存図書館が所蔵する資料を1度でも利用すれば、共同保存図書館に別置した自館資料を取寄せて使うのと『利用』という面からは全く差異がないことを実感できると思います。共同保存図書館へ別置されることになるのは、先のアンケート結果が示すように、学内で利用頻度の低い稀利用資料や発行年が古い資料が中心となると考えられますので、共同保存図書館の蔵書も別置している自館の資料と同様に利用できるのであれば、費用を払ってまで別置しておく必要性は薄れてくるのではないのでしょうか。

別置しておく必要性が薄れば、財政難による経費節減化の動きに後押しされ、別置資料は、除籍される方向へ進むことが期待されますので、「預託」は別置から寄贈への切り替えを積極的に誘導していくための手段として位置づけて考えています。

安価な料金設定は、『保管コスト・セービング』の観点から大学側に別置ではなく「預託」を選択してもらい、3年後には確実に3つの選択肢からの選択を求めることで、除籍を促進するためのインセンティブと考えています。

従って、共同保存図書館に於いては、次の3つの契約形態を用意することになります。

- A. 別置：単に保管場所の提供で、民間倉庫へ預けているのと実質的には変わりませんが、預けている資料の取寄せ手続きは、NACSIS-ILLの活用など、民間倉庫を利用した場合に比べ簡素化されます。(詳細は「サービス」参照)
- B. 寄贈：大学側では除籍し所有権を放棄した上で共同保存図書館へ提供します。共同保存図書館の資料となるため、文献複写、現物借用依頼に応じられるようになるだけでなく、蔵書数が増加するにつれ、情報流通拠点としての存在感が増していくことになります。
- C. 預託：「別置」よりも安価な料金で預けることができる保管期限付き「別置」で、期限到来時に、
 - ①自大学への返送 ②「別置」に預け直す ③寄贈するのいずれかを選択する制度です。

3. サービス

3-1 預け入れ元館からの請求による資料の配送

「この共同保存図書館が実現した場合、期待する機能・サービス」(資料F参照)についての追加アンケートでは、請求した翌日には、届けて欲しいとする希望が大勢を占めました。(資料E参照)迅速な物流システムは、「除籍しても申込み翌日に届くならいいではないか」と参加大学に考えてもらうためにも重要なサービスとなります。

迅速な物流システムを実現するための手段は、大きく2つの方法が考えられます。1つ目は、共同保存図書館が参加館を網羅する巡回便を運行する方法です。2つ目は、民間の宅配業者に配送を委ねる方法(宅急便の活用)です。

前者の場合、取寄せ頻度が高く、かつ、参加館同士が地理的に隣接している場合には、効率的な配送手段に成りえると思われませんが、取寄せ頻度が低いか、或は、参加館同士が

地理的に分散している場合には、かえって不経済な手段となります。一方後者の場合、取寄せ頻度、参加館同士の地理的な立地条件に関わらず利用できる融通のきいた配送手段と言えます。「翌日配達」の保証を最優先に考慮し、共同保存図書館では、宅配便による配送を活用することにしたいと考えています。具体的には、月曜日～金曜日については、19時までに受付けた取寄せ請求は翌日の午前中、19時以降の受付分は翌々日の午前中(金曜日の場合は月曜日の午前中)に配達し、土曜日は、17時までに受付けた取寄せ請求は月曜日の午前中、17時以降の受け分は火曜日の午前中に配達する制度を提供することを考えています。

また、資料を配送する際の送料は『受取人払い』とし、各大学図書館から共同保存図書館へ戻す際には、『元払い』とする事で、送料の精算業務の省略化を計ります。

「一晩待てば、手に入る」ということであれば、迅速な物流サービスとして、大方の利用者に納得していただけるものと思われまます。

3-2 預かり資料の文献複写と現物貸出業務請負

「別置」または、「預託」として共同保存図書館に預けられた資料の所有権は、いうまでもなくその資料を預けた大学図書館に帰属します。

著作権法第三十一条(図書館等における複製)では、複写の目的が一定条件を満たす場合、「図書館資料」を複製することができると定めています。ここで言う「図書館資料」とは、『自館が所有する資料』を意味すると解されています。これにより、共同保存図書館では、所有権を移譲されていない「別置」や「預託」資料に対する第三者(所有権を有さない他大学など)の求めによる複写には応じることができません。

つまり、A大学が共同保存図書館に別置/預託している資料の複写依頼をB大学から受けた場合、A大学は、その資料を共同保存図書館から取寄せ、複写し複写物をB大学へ送り、資料を共同保存図書館へ戻すという作業負荷が生じます。またB大学にとっては、共同保存図書館から資料を取寄せてからの複写になる関係で、書庫に保存している大学へ依頼した場合に比べ、複写物の入手までの待ち時間が長くなるだけでなく、A大学が資料を取り寄せと戻すために負担した送料分相当の金額が複写料金に加算されることとなります。このような、A大学、B大学の不便さを解消するためには、共同保存図書館がB大学からの複写依頼を受けて複写し複写物を送付することが考えられます。

大学図書館間での現物借用に於いては、2005年1月1日より、他大学から借用した資料の複写物が容認されるようになりました。この考え方に立脚し、預け入れる館との間に『複写と現物貸借に関する業務代行契約』をあらかじめ締結することで、A大学に代わり、B大学からの複写依頼や現物借用依頼に直接、共同保存図書館が応じられるようにしたいと考えます。(資料H参照)

3-3 参加大学間の重複預かり情報の通知

このサービスは、参加館から「別置」または、「預託」されている資料を対象に、資料毎の複本所蔵状況を連絡するサービスです。例えば、A大学から預託された「a」という図書に対し、「貴館から預かった3冊を含め4機関から合計10冊、共同保存図書館所有分として2冊の計12冊を所蔵しています。」といった内容のリストを年2回、4月と10月に配布します。共同保存図書館が同じ資料を所蔵している場合は、共同保存図書館の蔵書の状態の良し悪しも同時に連絡します。

このサービスによって、各参加館では、別置または預託している蔵書の共同保存図書館内での重複状況を知ることができるため、「除籍しても大丈夫」という安心感を除籍担当者へ提供することにつながると考えます。これにより除籍に対する担当者の心理的抵抗感を和らげ、今まで躊躇していた資料の除籍を促進させる効果が期待できると考えます。

各参加館において除籍が推進すれば、館内の保存スペースに余裕が生まれるため、それ

ぞれの館の特徴を生かした独自の蔵書構築が可能となり、蔵書評価も高まることが期待できます。

また、共同保存図書館は、参加館の利用状況などを把握できる立場にあるため、利用状況に関する統計結果を各参加館へフィードバックして、今後の蔵書構成などに役立ててもらえるようなサービスも提供したいと考えます。

3-4 所蔵情報のデータベース化と公開

共同保存図書館は、参加館などから寄贈された資料を原資に独自の所蔵を構築することになります。寄贈された資料は、図書館コンピュータ・システム(以下、「図書館システム」と呼ぶ)に受入入力され所蔵データとして登録されます。その際、書誌データは NACSIS などの書誌ユーティリティからダウンロードし流用します。ダウンロードできない分は、独自にローカルに簡易書誌を作成することになります。NACSIS から書誌をダウンロードした分については、所蔵データを NACSIS へアップロードすることで広く公開します。NACSIS へアップロードしない(できない)分は共同保存図書館の OPAC で検索できるよう公開します。

3-5 将来構想

私たちは上述のコンセプトの中で、共同保存図書館は保存機能重視型の施設を目指し、利用者サービスは ILL のみで開始するとしました。これは多機能型の共同保存図書館を目指したことが日本における実現の妨げになったという分析に基づくものです。しかしそれは、私たちの構想する共同保存図書館が将来においても機能を拡張しないということの意味しているわけではありません。共同保存図書館の運営が軌道に乗った暁には、資料保存を巡る情勢や需要の変化を見極めつつ、以下のような役割を担っていく可能性があります。

①共同購入

大学図書館は、大学の研究活動を資料提供の側面から支えて行くために、たとえめったに利用されない資料であっても、学術的な価値が認められるものは可能な限り網羅的に収集しておくことが求められていることは、多くの研究者が指摘するところです。その結果、ニーズが低い同じ資料を複数の大学がそれぞれ購入し、保存するという、極めて不経済な行為が繰り返されてきています。そこで、分野ごとに共通の関心を持つ参加館が協議により共同で購入する資料を選定することで、各大学で重複して資料を購入するという不経済な行為を排除できるものと考えます。共同保存図書館は、協議の取りまとめ役として力を発揮することが期待できます。

②デジタル化

日本経済新聞 2009年8月6日朝刊に国立国会図書館における蔵書のデジタル化の記事が載りました。記事は、著作権法の改正により国立国会図書館において原本保存を目的としたデジタル化が容認されたことによる国立国会図書館の今後のデジタル化へむけた動向を報じるものでした。

国立国会図書館における蔵書のデジタル化が法的に容認されたからといって、すぐに大学図書館でも蔵書のデジタル化が容認されるとは考えにくいのですが、Google の図書電子化や OCLC などを中心とした e-book の広まりなどから考えると、遅かれ早かれ大学図書館における蔵書のデジタル化も容認の方向へ流れるであろうと推測されます。共同保存図書館に於いても、蔵書のデジタル化が容認される日が到来した場合、自館の蔵書をデジタル化して利用者へ提供することになると考えられます。さらに、参加館の別置資料、預託資料のデジタル化の代行サービスの提供も行なうようになると考えられます。

4. 設置母体

共同保存図書館を立ち上げるに当たっては、その設置母体をどうするかという問題に直

面します。先の米国の事例紹介でも述べましたが、Midwest Inter-Library Center (MILC) の例に倣い、共同保存図書館への参加を希望する私立大学図書館を募り、参加希望館が均等に出資金を出し合い、それを原資として特定非営利法人(NPO 法人)などの法人格を取得した組織を設置母体とすることを提案します。

また、共同保存図書館が設立された後、特定の参加館に有利な形で運用されることのないよう、私立大学図書館協会や日本図書館協会等の中立的な機関にも当初より参加を求めることが望まれます。また、文部科学省や、稼働後密接な関わりが発生することになることが予想される国立情報学研究所にも参加を呼びかけたいと考えます。

5. 業務・組織

共同保存図書館が稼働すると共同保存図書館本来の機能を発揮し活動して行く上で必要となる業務と、共同保存図書館がひとつの組織として活動して行く上で必要となる業務が発生します。ここでは、前者を「運用業務」、後者を「管理業務」と呼ぶことにします。

5-1 管理業務

管理業務は、先に述べた通り、共同保存図書館が共同保存図書館として機能していく上で必要な間接業務全般が含まれます。

①組織管理業務と渉外業務

組織管理業務とは、共同保存図書館の意思決定に関する業務で、共同保存図書館の組織の維持・発展を図るために必要な運営全般に関する議案について、出資している参加大学の代表者と中立的な機関である私立大学図書館協会や日本図書館協会からの代表者で構成される運営委員会を設け、合議により意思決定を行うこととなります。

渉外業務は、組織管理業務でもある共同保存図書館の運営全般に関する問題の調整に際して、参加館との協議や連絡などを実際に行う連絡・調整業務や、別置を選択した参加館に預託へ切り替えるよう進める交渉や、預託期間切れを控えた資料を寄贈していただけるよう、預託している館へ働きかけることが含まれます。

また、文科省への助成金申請や私立大学図書館協会、日本図書館協会、経済的な支援をお願いしている財団など、共同保存図書館と関係する外部の団体との事務連絡や報告などを担当する業務から構成されることが予想されます。業務内容から判断すると、この業務は共同保存図書館の正規職員が担当するのが適当と考えられます。

②施設管理と図書館システム管理

施設管理業務は、書庫の保存環境を維持するために必要な業務とビル・メンテナンスから構成されます。書庫の保存環境を維持業務のうち、温度管理や湿度管理は自動化されますので、日々の作業としては、決められた時刻に温度と湿度を記録し、異常が認められたら、所定の連絡先へ報告する程度の軽作業になると予想されます。一方、同じ書庫の保存環境を維持業務でも、預かった資料を害虫から保護する上で効果が認められている燻蒸、消毒などの業務は、専門の技術を要する分野の一つですので、外部の実績のある専門業者へ委託することになると思われます。

また、ビル・メンテナンスは、電気やガス等の法令点検や、快適な保存環境を維持していくうえで必要な共同保存図書館全体の建物の補修・点検等が中心になると思われます。この業務は、専門的な知識と資格を有するビル管理会社に委託するのが適当と思われます。

図書館システム(コンピュータ・システム)管理ですが、その導入に際しては、コンピュータ・システムやネットワークについての高度の知識と経験を持つ外部の専門家をお願いすることとなります。稼働後は、特に専任者を配置するのではなく、導入した図書館システムの開発業者または販売会社との間に保守契約を結び、必要に応じて電話や訪問対応にて対処することになると予想されます。この業務には、館内 LAN やインターネット接続環境の敷設、保守管理業務も含まれます。

③人事・会計・庶務

組織は人が動かしますので、そこで働く“人”の管理が発生します。共同保存図書館には、正規職員(各参加館からの出向者、関連協会や文科省などからの出向者)に加え、嘱託職員や派遣社員、アルバイト、パートなどの雇用形態の“人”が仕事をすることになりますので、そうした館員の人事・労務管理が発生します。この業務は正規職員が中心となって運営されることとなります。

共同保存図書館も一つの組織ですので、当然、請求や支払といったお金の出入りが発生します。従って、それを管理する業務として経理業務が生じます。この業務も正規職員が中心となって運営されることとなります。

庶務ですが、消耗品や備品の調達、蛍光灯の交換など簡単な保守作業、郵便物の受け取りなど「雑多な仕事」をまとめて引き受けることになると思われます。この業務は、正規職員の指導の下、アルバイトやパートといった雇用形態の臨時職員が担当するのが相当な業務と考えます。

④契約・書庫計画

共同保存図書館の設立に際し、出資した参加館といえども、無料で資料を預ける訳ではありません。自館の存所の一部を共同保存図書館へ別置ないしは、預託する際には、共同保存図書館との間で別置解約なり、預託契約を結ぶこととなりますので、契約業務が発生します。

また、新たに別置契約や預託契約が締結されれば、預け入候補資料を事前に把握し、保管場所を調整する書庫計画業務も必要となります。

⑤規約・広報

契約に際しては、契約書に盛り込むサービス事項を担保する意味からも共同保存図書館内における規約作成が前提となります。同時に、より効果的に共同保存図書館を活用していただけるよう、参加館向けのガイドラインを整備する必要もあります。この規約やガイドラインは一度作れば終わりではなく、共同保存図書館を取りまく状況の変化に即して改定していくこととなりますので、規約等の管理業務が必要となります。

また、一般企業における営業活動に相当する、新規参加館の開拓も重要な業務です。新たに共同保存図書館へ参加する大学図書館を開拓し別置や預託の契約を結ぶ業務も必要となります。新規参加館開拓に当たっては、共同保存図書館の存在を広く世間に知らせ、その利用効果をアピールする広報活動が重要となりますので、広報活動業務が発生します。

5-2.運用業務

運用業務は、「IV 3 サービス」とも一部重複しますが、先に述べた通り、共同保存図書館本来の機能を発揮し活動して行く上で必要となる業務全般を指します。

①資料受入

共同保存図書館での保管業務は、資料の受け入れから始まります。先に紹介した別置状況アンケート結果からも分かるように、各大学では、それぞれの「別置基準」に従い共同保存図書館へ別置または預託する資料を選定します。選定の頻度や1回に預入る冊数は、大学により異なることが予想されます。アンケート実施時点での別置冊数と別置開始時の預入冊数の差を預入年数で除して毎年の平均預入冊数を求めると、約4万5千冊となりました。これだけの量を処理するとなると、とても1人2人では対応できませんので、短期的にせよ、臨時要員を十数名確保する必要があります。

別置または、預託として共同保存図書館に運び込まれる資料は、送り出す大学側で、専用ケースに納入し、ケースの外側に用意された透明ポケットに表札カードを入れて送り出されます。

表札カードには、大学固有の識別番号と大学略称、別置・預託・寄贈区分、預入年月、ケース番号が記入され、それらを組み合わせたバーコードが印刷されています。この表札を

印刷するソフトウェアは共同保存図書館から、参加館へ無料で提供されます。こうして搬入された資料は、大学側から提供される送り状(ケースの個数と表札情報の一覧表)と照合され、欠落がないかが確認されます。ケースに納められたまま表札情報順にまとめて書庫に格納されることとなります。この作業は、臨時職員へ任せることが可能な作業と考えます。

また、大学側では、預ける資料を同定できるレベルの書誌情報とその資料を納めたケースを特定できるよう表札情報を Excel や CSV、txt ファイルで提供することとなります。「預ける資料を同定できるレベルの書誌情報」には、大学での資料 ID、請求記号、資料名、ISBN/ISSN、発行年など、取寄せ請求時に、共同保存図書館側でどのケースに納められているかを判断するために最低限必要なデータを指します。共同保存図書館では、このデータをコンピュータ・システムに読み込み活用します。

これにより、共同保存図書館では、どの資料がどのケースに納められているかをシステムの的に簡単に知ることができ、さらに書庫に格納する際に棚番号データをプラスすることで、館内のどこに格納されたかを素早く追跡できるようになります。

預託分の資料に対する取寄せ請求がその資料を預託元の参加館からあった場合、配送時にその資料が納められていたケース情報からその資料の情報を削除します。そしてその資料が返却された際、基の元のケースには戻さず、その参加館預託場所に新たなケースを置き、そこへ戻します。その際、戻したケース情報をコンピュータ・システムへ登録します。こうすることで、預託期限が切れた時に、利用のあった分となかった分を簡単に切り分けることができるようになります。

別置分は、預託のような期限管理が不要ですので、請求があった場合は、元のケースへ戻します。寄贈分は、寄贈資料査定に廻されます。

②寄贈資料査定

寄贈資料査定作業に廻された寄贈資料は共同保存図書館の蔵書と重複しないか確認され、重複している場合、状態の良いものを 3 冊残し、余剰分は、不用資料整理へ流れ、必要とする機関へ無償で提供されるか、個人または古本業者などへ有償で払い下げるか、焼却処分に廻されることとなります。

但し、既に所蔵されている資料よりも状態が良い場合には、先に所蔵されていた方は除籍処分対象になります。「状態」については、一定の規準に基づき、所蔵データとしてコンピュータ・システムへ入力することで、重複確認時に判断できるようにします。従って、今回寄贈された資料を保存し、所蔵していた資料を処分する場合、「状態」データを更新することとなります。この作業も基本的には臨時社員へ任せられる作業と考えますが、「状態」の判断に迷った場合には、正規職員が判断を下すことになると考えます。

重複しない資料は、共同保存図書館で受入れるか否かを判断することとなります。これは、正規職員が行なうべき作業となります。受入るかどうかを判断するに当たっては、担当者が自信を持って受入の可否を判定できるよう、受入規準に相当するマニュアルを事前に用意しておくことが前提となります。

受入れる分については、受付番号順に付与される識別番号シールを貼り付け、所定の書架に配架されることとなります。この作業は臨時職員へ任せられる作業といえます。

また、受入れを拒否する分については、寄贈館へその旨を連絡し、返却の意思を確認します。寄贈館が返却を望めば、その資料を返却します。返却を希望しない分は、寄贈の剰余分同様に処理されることとなります。

③蔵書目録整備と装備・配架

受入れる寄贈資料については、サイズにより 5 種類に分類しサイズ別にコンピュータ・システムに登録することとなります。これは、カリフォルニア州立大学の保存図書館で採用され効果を挙げている方式に習ったものです。i 5 種類に分類する作業は、一定の基準に従って判定することとなりますので、臨時職員へ任せられる場合は、同じ人物を継続的に採用できる工夫が必要となります。サイズに応じて分類された資料は、サイズ毎に書誌データ

を NACSIS-CAT からダウンロードし、コンピュータ・システムにローカル書誌を作成し、所蔵データを登録してから NACSIS へアップロードします。

一方、別置や預託された資料は Excel や CSV ファイルとして提供された書誌情報を元にローカルに作成し、蔵書データを登録しますが、こちらは所有権を有する資料ではありませんので所蔵データを NACSIS へアップロードはしません。この作業は、コンピュータ・システムの操作手順書を用意しておけば、臨時職員へ任せられる作業であると考えます(慣れるまで正規職員によるフォローはある程度必要)。

こうして受入登録が済んだ寄贈資料には、コンピュータ・システムで管理するために必要な資料番号が受入順に付与されていますので、これをシールシートに印刷し、それを資料に貼り付けた後、書庫内のサイズ別に設けられた書架へ資料番号順に配架することになります。これは臨時職員へ任せることができる作業です。資料番号は受入順ですので、サイズと資料番号が分かれば、目的の資料にたどり着くにはそれほど時間はかからないと考えます。

別置と預託分は、先に述べた通り、ケースに納められたまま表札情報順にまとめて書庫に格納されます。

④各種依頼受付(ILL)・出納・配送

次に、各種依頼受付ですが、所有館からの取寄せ依頼、所有館からの ILL 代行依頼そして、共同保存図書館蔵書に対する ILL 依頼に分けて説明いたします。また、出納業務と資料の配送業務についても関係しますので、合わせて触れることにいたします。

まず、所有館からの取寄せ依頼ですが、これは文字通り自館が別置または預託している資料に対し学内の利用者からの求めに応じて資料を共同保存図書館から取寄せるための依頼です。取寄せ依頼を円滑に実施できるよう、電子メールによる依頼と FAX フォームを用いた依頼の 2 つの依頼方法を用意いたします。

別置状況に関するアンケート結果(資料 B)には、利用者が文献複写申込を OPAC から行えるのと同様に、共同保存図書館へ預けてある資料の取寄せ依頼も自館の OPAC から出来る機能を望む声が多く聞かれました。この機能自体は、各大学図書館で用意すべき機能と考えます。各大学の OPAC 経由での取寄せ依頼がとすれば、電子メールになると推測されますので、共同保存図書館では電子メールによる申込受け口を用意したいと考えます。また、追加アンケート(資料 D)では、依頼した翌日には、届けて欲しいとする声が多く寄せられました。

詳細については後ほど説明いたしますが、共同保存図書館の建設候補地を圏央道の青梅 IC 付近の工業地域としていますので、自動車で概ね 2 時間圏内の地域に立地する大学図書館であれば、19 時までには受け付けた分は、宅配便利用により翌日配達が可能かと思われます。

宅配便を使った送り状の作成や宅配便の手配する発送業務が発生します。この業務は、請求のあった資料を書庫から取り出してくる作業と、大学から戻ってきた時に、所定の位置へ戻す作業、すなわち出納業務の担当者が兼務することになると思います。

次に、「所有館からの ILL 代行依頼」(資料 H)ですが、例えば、A 大学が共同保存図書館に預託している雑誌に掲載された論文に対する文献複写依頼が B 大学からあった場合、A 大学がその雑誌を共同保存図書館から取寄せて指定されたページ範囲を複写して B 大学へ郵送し、その雑誌をまた共同保存図書館へ送り返すと、時間も費用も余計にかかることとなります。そこで、「IV 3-2 サービス」で述べた通り、別置または預託契約を大学図書館と共同保存図書館が結ぶ際、ILL 代行契約を結んでおき、自館が別置または預託した資料に対する ILL 依頼があった場合には、共同保存図書館が ILL 業務を代行できるようにします。

先の例のケースでは、B 大学から文献複写依頼を受けた A 大学は、その依頼を共同保存図書館へ FAX します。共同保存図書館では、FAX された内容の文献の複写物を B 大学へ

郵送します。同時に A 大学へ複写料金と郵送料と手数料を FAX で通知します。この FAX に基づき、A 大学は B 大学へ発送通知を行います。従って、この手数料を含めた金額が A 大学と B 大学間で清算され、A 大学から共同保存図書館へ支払われることになります。現物借用の場合、A 大学から FAX で依頼を受付、該当資料を B 大学へ着払いで送ります。B 大学は借用した資料を A 大学ではなく、共同保存図書館へ元払いで送ります。誤って、A 大学に返送されないよう、B 大学へ送る際には、返信用の宅配伝票を同封します。資料の貸借の場合には、A 大学と B 大学間、A 大学と共同保存図書館間での清算は、発生しません。

共同保存図書館自身もその蔵書を OPAC や NACSIS-CAT へのアップロードを通じて公開しますので、共同保存図書館の蔵書に対する文献複写や借用の依頼が共同保存図書館へ直接届くことが予想されます。文献複写依頼であれば、複写物を郵送し、複写料金、郵送料を請求します。資料の貸借であれば、着払いで資料を送り、元払いで資料を送り返してもらうことになります。

この業務は、臨時職員へ任せることができると考えています。1 日の依頼件数にもよりますが、当面は、資料の配架場所に明るい出納係りが兼務することを予定しています。従って、資料の配送業務も兼務することになります。

⑤利用統計作成・重複資料報告成

利用統計資料作成業務ですが、これは、④の各種依頼受付に関連した ILL 業務の実行状況に関する報告書を兼ねた資料で、取寄せ件数、冊数の統計資料、代行した ILL の文献複写件数、金額や資料貸借件数資料。別置または、預託された資料の重複状況を通知する重複状況資料。そして、寄贈された資料や除籍冊数、交換冊数などを含むところの、その他統計資料を作成する業務です。

重複資料報告成業務は、サービスの「3-3 参加大学間の重複預かり情報の通知」で述べた重複預かり情報の通知書の作成業務です。この業務は、共同保存図書館が導入する図書館(コンピュータ)システムに精通した正規職員が必要なデータを図書館システムから抽出し、そのデータを Excel や Access などのソフトの操作に熟練した臨時職員が統計資料へ加工し提供することが合理的ではないかと考えます。

⑥預託期間管理

預託期間管理業務は、共同保存図書館にとっては、非常に重要な業務のひとつです。預託期間の終了が近づいた資料の一覧リストを作成し、これを該当する参加館へ配付し、期限切れを通知すると同時に、それらの資料を寄贈していただけるよう交渉します。

一覧リストの作成は、対象データの抽出は正規職員。データを加工し機関通知リストを作成するのは、臨時職員にお願いすることになると思われます。寄贈の依頼交渉は、管理業務①の渉外業務として位置づけ、正規職員が担当することを想定しております。

預託期間が満了した資料については、別置へ切替えが決定した資料は、図書館システム上で、預託から別置に預かり状態を更新する作業が発生します。これは、蔵書目録データの更新を伴いますので蔵書目録業務担当者が行ないます。寄贈していただける資料は、「②寄贈資料査定」へ流れることになります。

また、所有権を有する参加館へ返却する分については、図書館システムから削除の上、発送する作業が発生いたします。図書館システム上でのデータ操作は正規職員が担当し、返却する資料の納まった専用ケースを集めて発送する作業は、出納業務担当者と配送業務担当者が共同で当たることになります。

返却分は、専用ケースごと返却することを想定しています。但し、返却分のなかに寄贈してもよい分が含まれていた場合、出納業務担当者がそれを抜いてから返却することになります。一度返却後、あらためて寄贈していただくこともできますが、寄贈の手間を惜しんで廃棄されることを避けるために、返却に際し寄贈の申し出のあった資料は、共同保存図書館側で確保することを考えました。

また、預託分のうち、一部を返却、一部を別置することを参加館が希望する場合も考えられます。預け入れた専用ケース単位での預託から別置への切り替えには応じますが、同じケース内のある資料は返却、別の資料は別置というリクエストには応じず、一度ケースごと返却の上、別置したい資料をまとめてから、あらためて別置を依頼していただくことを考えています。

⑦除籍・不用資料整理

既に所蔵されている資料よりも良い状態の資料が寄贈された場合、先に所蔵されていた資料は図書館システム上で除籍処分され不用資料として整理されます。

除籍され不用となった資料と寄贈の余剰分は、不用資料として、必要とする機関へ無償で提供されるか、個人または古本業者などへ有償で払い下げるか、焼却処分に廻されることとなります。

不用資料の整理は一定の冊数がたまった時点で不定期に実施されることとなります。整理対象資料の一覧は共同保存図書館のホームページ上で公開される他、広報業務の一環として広く案内されます。

5-3.組織

理事会＝運営委員会

共同保存図書館の維持・発展を目的とした運営上の意思決定機関です。参加大学の代表者と、中立的な機関である私立大学図書館協会、日本図書館協会等からの代表者から成ります。

館長

参加大学の中から任じられます。任期は3年とし、1回に限り継続できます。教員である必要はありません。共同保存図書館における日常業務の最高責任者であり、運用・管理の指揮に当たります。

総務部

①渉外係

1. 参加館の管理：参加/退会申請対応
2. 参加館との連絡・調整及び実務担当者会議の開催
3. 関係省庁・団体、取引先との折衝
4. 共同保存図書館活動の広報活動
5. 寄贈交渉

②契約係

預託・別置契約の参加館との締結及び預託期限切れ資料の管理

③人事係

委託業者の管理を含む人事・労務管理

④会計係

予算の管理、別置・委託料、ILL手数料などの入金管理や各種の支払管理

⑤庶務係

消耗品や備品などの発注等事務、日々の館内清掃や蛍光灯交換などの簡単な保守作、郵便物・宅配便の受付、その他庶務的事項全般

⑥調査・企画係

1. 規約・ガイドラインの整備：共同保存図書館の運用規約や利用ガイドライン等、必要な規則・規約全般の整備

2. 書庫計画

参加館から預かる候補資料の把握及び書庫の配架場所計画

施設・設備管理部

①施設管理係

1. 書庫の保存環境の維持(温度・湿度や空調管理)
2. 資料の保存管理(燻蒸・消毒)
3. 共同保存図書館全体の建物の補修・点検等の維持管理

②システム管理係

1. ILL サービスや蔵書管理といった情報を管理するためのシステム管理
2. ネットワーク環境等の保守管理

サービス部

①受入(検収)係

各参加館から預かった資料の受入

②寄贈資料査定係(重複資料の整理を含む)

寄贈されて共同保存図書館の蔵書となった同一資料を査定し、保存分として残す優先順位を付与。重複資料の除籍作業を含む

③装備係

受入時に付与された資料番号シールの貼付など現物装備

④出納係

ILL や業務上の必要に基づく資料の出納

⑤配送係

利用希望館への配送手配

⑥ILL 係

文献複写・貸借依頼の受付と処理

⑦統計係

預け入れられた資料及び ILL の利用状況についての統計作成と、参加館等への提供

⑧蔵書目録整備係

共同保存図書館の蔵書目録の作成

⑨預託管理係

預託期間の終了する資料のデータ抽出及び加工

6. 建築構想

6-1. 設置場所

「保存図書館に関する調査研究報告書」の第Ⅱ章 構想編では、共同保存図書館の立地条件として、「多くの都市機能が存在する都市に比較的近い地域での設置が望ましいと考えられる。」と述べられています。ここで言う「都市に比較的近い地域」というのは、距離的な近さよりもむしろ時間的な近さがポイントになると考えます。高速道路をはじめ、幹線道路が整備され、距離的には離れていても時間的に近ければ「比較的近い」地域としてみなせると考えます。地価が高い都市部では、共同保存図書館を建てる土地の確保は現実的には不可能に近いものがあります。従って近郊、すなわち「多くの都市機能が存在する都市に比較的近い地域」に土地を求めることになると思われます。「そこで働く人材の確保」の面から、「都市に比較的近い地域」は、立地条件として重要な要素であると考えます。東京を中心に考えると、東名高速、常磐道、中央高速、関越道、東北道のインターチェンジ周辺、例えば、神奈川県相模原市や山梨県大月市や山中湖・河口湖周辺、あるいは、那須地方などが挙げられます。

そうした候補地の中から、私たちは、関越道と中央高速を結ぶ、圏央道に着目しました。

例えば、圏央道の青梅 IC 付近であれば、関越道からも中央道からもアクセスが可能であり、都内の大学に限らず、半径約 2 時間～2 時間半程度の圏内に山梨県下、埼玉・群馬県下の大学も数多く点在しますので、より多くの大学図書館の参加が期待できる地域の一つと考えました。

6-2. 施設設備と費用試算

共同保存図書館の建設費用を試算する際、先行事例として挙げられるのが多摩デポジットライブラリーです[26]。この試算は、西多摩地区の住宅地に 100 万冊収容の自動書庫 1 基を建設（将来的には 10 基 1000 万冊に増設）するという条件になっています。一方私たちのモデルでは、高速道路などのインフラや流通サービスの発展を背景として、地価の高い都市部を避け、高速道路アクセスが良くまた都市に比較的近い地域である青梅 IC 近辺を想定しています。また、地価が比較的低廉であることを考慮し、イニシャルコスト低減のため通常書架でスタートすることを想定しました[27]。また、拡張の必要が出た際は、あらかじめ確保しておいた用地への増設と、通常書架から集密書架への建て替えによって対応することとしました。

<第 1 期工事>

私たちは、当分科会参加大学の中で民間倉庫に資料を別置している 5 大学の計約 75 万 7 千冊を収容可能な規模を想定し、100 万冊収容の書庫を建設することとして試算を進めました。

多摩デポジットライブラリーでは 100 万冊の自動書庫に要する面積を 490 m²としており、自動書庫が通常書架の 15 倍の効率といわれる[28]ことを勘案すると、100 万冊収容の通常書架には少なくとも 7500 m²が必要になると思われます。これに事務・作業スペース 1000 m²を加えた計 8500 m²を当初必要な床面積とします。

次に建物ですが、通常書架の場合、平屋では収納効率が用地費に釣り合わなくなるため、3 階建として試算します。建蔽率・容積率を一般的な 60%・200%とすると、5500 m²の敷地に

1 階：事務・作業・機械スペース 800 m²+書庫 2500 m²

2・3 階：作業・機械スペース 100 m²+書庫 2500 m²

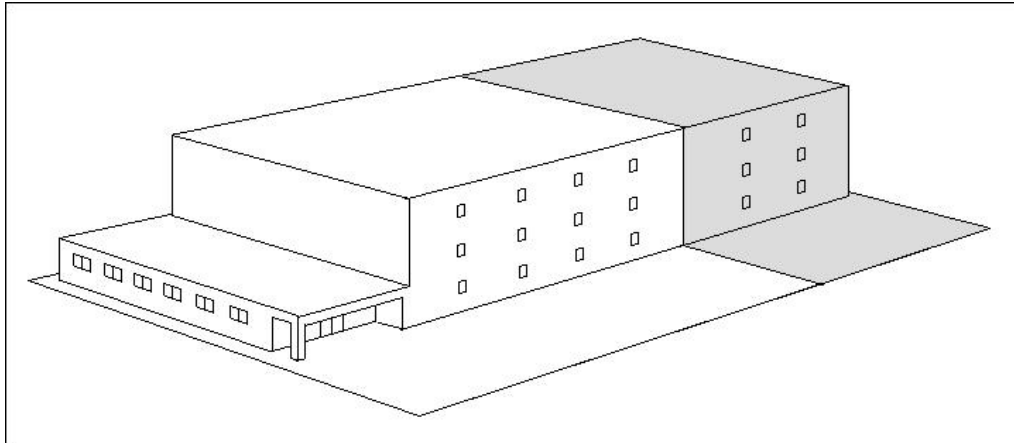
という構成の建物を建築することが必要になります。

<第 2 期工事>

共同保存図書館が軌道に乗り、拡張の必要に迫られた際は、あらかじめ隣接地に確保しておいた 2750 m²の敷地に書架を増設することになります。第 1 期工事では土地取得費がかさむことを考慮して通常書架を選択しましたが、第 2 期工事では土地取得費を要しないため、収容効率が通常書架の 2 倍程度とされる集密書架を導入します。床面積 1650 m²で 3 階建の書庫を増設すれば、132 万冊の収容能力を加えることができるでしょう。

<第 3 期工事>

さらに拡張の必要が出た際には、第 1 期工事で建設した書庫を、床面積 2500 m²のまま 200 万冊収容の集密書架の書庫に建て替えれば、合計 332 万冊の収容能力を持つことになります。（下イメージ図参照 網かけ部が増設部分）



さて、それでは第1期工事にはどれくらいの費用がかかるのでしょうか。まず敷地は第1期の書庫分(5500㎡)と拡張用地(2750㎡)を合わせ、8250㎡を確保しなければなりません。青梅ICから4~5kmの工業地域の㎡単価は7万円程度[29]ですから、用地取得費は5億7550万円となります。また、建物の建設費が㎡単価20万円として[30]床面積にかけると1億7000万円、それに備品費5000万円を足した7億9550万円が施設・設備にかかるイニシャルコストとなります。上記の5大学は別置に年間6700万円をかけていますから、その別置費用の12年分弱といえます。

6-3. 費用の調達

共同保存図書館の建設及び運営費用は、基本的に参加館の負担によることを想定しています。参加館はまず加盟料を支払う必要がありますが、立ち上げ時に参加する、いわばローンチカスタマーともいえる参加館に対しては、一定の加盟料の優遇が許容されるでしょう。加盟料は主に建設・増築費用に充当されます。また、運営費用などを賄うため、参加館は一定の年間運営費及び別置・預託冊数に応じた管理費を支払うことになります。

もちろん、建設費の8億円をすべて立ち上げ時の参加館が負担すると考えることは非現実的ですし、後から加盟する参加館と比べて不公平となります。相当部分を金融機関からの借入もしくは起債によって賄い、年間運営費や後から加盟する参加館からの加盟料収入などで償還していくことによって、現在と将来の負担をできるだけ公平なものにしていくことが考えられます。

しかし、たとえ自助努力が基本であるにせよ、果たしてそれだけで共同保存図書館の十分な発展が見込めるのでしょうか。上述の管理費、特に預託資料のそれは、その性質上、民間の倉庫業者に対して優位性をもちうる価格設定にしなければいけません。また、上記試算ではイニシャルコストを弾きだしましたが、増築や改築のニーズも将来的には発生するでしょう。

それをふまえて考えると、共同保存図書館が社会の中で担う役割が認められるように、そして適切に維持、発展できるように、各方面に働きかけることが求められてきます。米国の場合、カーネギー財団やロックフェラー財団などからの寄付金が全国の図書館や共同保存図書館の発展を支えたことは言うまでもありません。一方、日本においては米国ほどの寄付の文化はありませんが、それでもいくつかの財団が図書館の発展のために助成を行っています。

また、政府も共同保存図書館に対して大きな役割を果たしうる存在です。前述の「保存図書館に関する調査研究報告書」によれば、「国全体として見た場合には、大学の蔵書は国民全体の学術的・文化的財産」であり、「個々の大学の立場を離れて国全体として見た場合には、いずれの分野における資料も何らかの形で保存されていく必要があることは明らかである。」とされています。大学図書館の蔵書の中に国立国会図書館が所蔵していな

い資料も少なからず存在することや、日本で構想された共同保存図書館の多くが国家的な規模のプロジェクトであったことから、それは証明されます。そもそも「国民全体の学術的・文化的財産」の保存は国家の責務であるといっても過言ではありません。

翻ってみれば、共同保存図書館は「国民全体の学術的・文化的財産」を保存・提供し、また書庫の狭隘化による過剰な除籍を未然に防ぐことで、間接的にも「財産」を保護することができます。従って、共同保存図書館は参加館の利益にだけでなく、国益にも大きく寄与するといえるでしょう。また、稀利用資料を共同保存図書館に移せばキャンパス内の図書館の書庫には余裕が生まれ、新たに資料を購入することによって蔵書の鮮度を保つことが可能となります。近年社会貢献の一環として大学図書館の地域住民への開放が進んでいることを考えれば、各大学図書館の蔵書が鮮度を保つことは地域住民にも直接的な利益を与えるといえます。

共同保存図書館は私立大学の設立によるものではありませんが、その公益性と重要性を社会に示すことができれば、助成金を含む有形無形の支援を受けることが可能になるでしょう。

V. 実施に向けて

私たちは、大学図書館の書庫の狭隘化対策として、『私立大学図書館による共同保存図書館設置の可能性』をテーマに調査・研究を行ってきました。共同保存図書館が実現すれば、利用の少ない資料を共同保存することで各図書館の蔵書管理コストが軽減されるだけでなく、資料の恒久的保管が約束されると同時に、それまでは大学図書館の書庫に眠っていた資料を広く流通させる基盤が出現することにもなります。

その一方、各大学図書館に分散して保存されていた資料を一ヶ所に集積するということは、天変地異や人的な原因による火災などで全てを失ってしまうリスクを背負うということでもあります。これまでの調査・研究成果を調べた限りでは、このようなリスクについてはほとんど言及されていないように見受けられます。残念ながら今回の調査・研究では、リスク・マネジメントまで言及するにはいたりませんでした。共同保存図書館の実現に当たっては十分に検討し考慮することが重要なポイントであると考えます。

また、今回の調査・研究を通じて私たちは『共同保存』は本質的には『共同利用を担保すること』ともいえるのではないかと考えるようになりました。共同保存図書館実現への課題は山積していますが、なにより、各大学図書館が『共同所有 (Common Property)』から『共同利用 (Common Use)』へと意識を切り替えられるかどうか、実現の最大の鍵となるかもしれません。

私たちの研究成果が、今後の共同保存図書館の研究に多少なりとも寄与できれば幸いです。

問 8 年間利用回数/冊数

- ・ 請求回数 約 _____ 回
- ・ 請求冊数 約 _____ 冊

問 9 : 取寄せ時間(請求してから届くまでのタイムラグ)

- 翌日(「一定時間内(「〇〇時までの請求の場合翌日中」などの条件あり)」)
具体的な条件は? _____

- 毎週月水金など固定曜日
具体的な巡回日は? _____

- その他
具体的にご記入下さい? _____

問 10 : 配送単位

- 1 冊単位(請求した図書だけが届く)
- 箱単位(請求した図書が納められている専用ケースごと届く : 非請求図書含む)
- その他(具体的に _____)

問 11 : 別置場所での書架形態

- 通常書架
- 集密書架
- 自動書庫
- わからない

問 12 : 利用した感想

不満に感じる点・希望するサービス等お気づきの点がありましたらお書き下さい

ご協力、ありがとうございました。

2009 年 9 月 3 日
共同保存図書館研究チーム

資料 B：蔵書の学外保管（別置状況）に関する実態調査結果

蔵書の学外保管(別置)状況に関する実態調査結果

P.S 分科会参加者の所属する 15 大学を対象にアンケートを実施したところ 6 大学から蔵書の一部を学外に保管(別置)している回答が寄せられた。調査票の問 3～問 11 の回答内容は次に通りだった。尚、アンケートの回答率は 100% だった。

		A 大学	B 大学	C 大学	D 大学	E 大学	F 大学
問	選択肢/蔵書数	約 60 万冊	127 万 6 千冊	259 万 7 千冊	50 万冊	109 万 8 千冊	
問 3	開始時期	1996 年	1994 年	2000 年	1997 年	2005 年	2007 年
	開始時別置冊数	約 36,440 冊	約 15 万冊	1 万 2 千冊	5 万 6 千冊	不明(200 箱)	4 万冊
	現在の別置冊数	約 181,600 冊	約 27 万 4 千冊	16 万冊	20 万 3 千冊	5 万 8 千冊	4 万冊
問 4	ある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ない						
問 5	大学施設			<input type="radio"/>			
	民間倉庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その他						
問 6	固定費(*1)	約 840 万円		—	約 2,500 万円	約 440 万円	約 200 万円
	変動費	約 36 万円		—	約 32 万円		約 7 万円
	その他費用		約 2700 万円	—			1500 円/箱
問 7	はい(*2)			—			<input type="radio"/>
	いいえ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
問 8	請求回数	194 回	244 回	0 回	212 回	44 回	12 回
	請求冊数	199 冊	1,338 冊	0 冊	1,396 冊	80 冊	50 冊
問 9	翌日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	固定曜日			—	<input type="radio"/>		
	その他			—			
問 10	1 冊単位		<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	箱単位	<input type="radio"/>		—		<input type="radio"/>	
	その他			—			
問 11	通常書架	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
	集密書架		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	自動書庫						
	わからない						

*1：年額（月額で回答された大学は 12 を乗じた額を年額とした）

*2：補助金額（%で回答した大学は、問 6 の固定費(年額)に回答された%を乗じた額を支給額とした）

また、各問の記述欄の記入内容は次の通りだった。

問	選択肢	大学	記述内容
問 4	選書規準	A	・ 受入日がある期間以前のもの ・ 複本 ・ 利用頻度の低い巻書
		B	別紙添付
		C	重複資料、古いもの、利用頻度の低いものを中心に別置しています
		D	・ 利用度が低い ・ 出版年
		E	明確な基準はないが、専門性の高い利用頻度の低いものを選定している。利用が少ないと見込まれる和書および洋書、製本雑誌、複本、今後は、特に選定せずブロック毎に出す必要にせまられている
		F	貸出回数の少ない資料
問 5	その他設置場所例	B	サンキューコーポレーション
		C	大学施設としましたが、元々付属高校だった所に別置しているので、厳密には大学施設ではありません
		D	サンキューコーポレーション
		E	(株)カルチャージャパン
		F	日本レコードマネージメント(株)
		A	新規預入時に別途預入費用がかかる
問 6	その他費用例	B	固定・変動計 2700 万円。内訳は管財管轄のため不明 毎年 1 1 月に外部に本を送り、それを元に翌年度費用の見積もりが来るのでその分子算申請する
		D	時間外は割増料金通常の 2 倍
		F	
問 7	補助金名称	F	
問 9	翌日配達条件	A	当日の 10 時までの請求の場合、当日 12 時前に到着 10 時以降から 16 時半までの請求の場合、翌日 1 1 時
		B	日曜を除く毎日 AM 9 : 3 0 までに請求の場合、翌日午前中に届く。(配送は)月～金曜日
		D	当日 PM 5 時までの請求であれば、翌日 12 : 00 ころ届く
		E	平日は 1 5 時まで、土曜日は 11 時 30 分までの請求の場合、翌日の午前中に到着
		F	
		C	業務上必要が生じた際は、学外保管庫まで車で 5 分くらいの清水図書館の職員により、送付する措置をとっています。(約年間 1 件～2 件ほど)
問 10	その他の配送単位		
問 11		E	※書架ではなく、ダンボールごと置いてある
問 12	感想	A	・ 金曜日に請求すると、土曜日が開館してても、月曜日到着になる ・ 箱がつぶれてしまっていることがある ・ 詳細な請求明細を管理していない(民間貸倉庫の方では、いつ頃どんな資料の請求があったか管理されていない)
		C	現在は OPAC に公開していないため、基本的に貸出等を行うことはない。そのため、単なる保存庫となってしまっているため、少しもったいないと感じる。しかし、貸出すとなると、人を常駐させるなど、運用や経費の問題がいろいろと生じるので、現状維持の状態となっている
		D	・ 教員から、利用したい資料に限って外部へ行っているという声を聞いたことがある ・ 一冊につき 1 枚ずつ申込書を書かなければいけないので大量に申し込みたい場合、時間と手間が、かなりかかってしまう。業者と連携して OPAC の検索画面からオンラインで申し込んで、そのデータが直接、業者へ行くサービスがほしい
		E	現状での不満は特にない。将来的には、本学の図書館システム(または OPAC) と倉庫業者がオンラインでつながっていて配達状態も OPAC 上で見られるようになると便利と思う

学外保存に関する補足アンケート結果

学外保存を行っている 3 大学より回答を得ました

1. 保存対象資料（該当する選択肢すべて選択してください）

ア) 図書	3
イ) 雑誌（非製本）	0
ウ) 製本雑誌	3
エ) 視聴覚資料	0
オ) その他	1 ※

※2009 年 10 月現在は図書と製本雑誌のみだが、非製本雑誌・視聴覚資料・マイクロ資料も今後預け入れる計画がある

2. 学外保存資料の OPAC 表示方法

ア) 配架場所情報などで学外保存資料と利用者に分かるよう工夫して表示している	3
イ) 特定の印や記号などで館員にはわかるよう工夫し表示している	0
ウ) 学外保存資料は OPAC に表示していない	0
エ) その他	0

3. 利用者からの申込受付方法について、「利用者」「倉庫業者」「図書館」の状況がわかるように教えて下さい。

・利用者自身から OPAC から直接倉庫へ申し込むと、預け先倉庫とともに図書館へもシステム上で連絡が来て状況がわかるようになっている	0
・利用者が申込用紙に記入して図書館カウンターに申し込み、それを受けて係員が倉庫業者に FAX で申し込む	3

4. 大学図書館と倉庫間の運搬方法について

ア) 倉庫会社の手配した巡回便	3
イ) 民間の宅配便(バイク便)	1
ウ) 郵送	0
エ) その他	0

5. 学外倉庫を利用し始めた経緯と現在の業者を選定した理由をご存知の範囲で教えて下さい

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・書庫の収容率が限界に近づき、新規保存書庫建設のメドも立たなかったためと推測される ・書架が満杯になりつつあったため、保存書庫等の建築計画が経つまで学外倉庫預けを行う ・書架がいっぱいになったため、5 回にわたって預けている。新図書館が出来たら戻す予定
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みから入手までの時間が早い。保管環境の設備が整っていて図書保管の実績もあった。実際に現地を見学し、必要条件を満たしているとの判断で選定された ・不明

6. 民間倉庫利用しての満足度と問題点と感ずる点

満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな問題点はない ・書架にスペースができた
問題点 (改善希望)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は最短(当日朝9時半までに申込み)で翌日午前中着なので、もう少し速く送ってもらえればと思う ・学内 OPAC (または図書館システム) と業者のシステムを連携させて、申込みの自動化、配送状況の確認ができると良い。取り寄せ回数や理由 (閲覧・書誌調整など) の履歴管理がシステム上でできれば、一定期間保存後の廃棄計画にも役立てることが可能となるのではないか。 ・外部の保存だけの倉庫なのでオンラインによる申込ができない また、直接行って利用することもできない

この共同保存図書館が実現した場合、期待する機能・サービスについて

1. 配送について—申込みから入手までの時間をお書き下さい
①理想(例：何時に申し込んでも翌日午前中に届けて欲しい)

②これ以上遅くならないで欲しい(例：午前中に申し込んだ場合は翌日中、午後の申込は翌々日)

2. 料金について (1つ選んで下さい。)
共同保存図書館へ移管した資料の取寄せは無料だとします。一定料金を支払えば、より短時間で資料を取寄せることが可能な Express サービスは必要だと思いますか？
ア) 必要だと思う イ) あれば便利だが必要とまではいえないと思う
ウ) サービスとして用意しておいてもよいと思う エ) 必要ないと思う
3. 閲覧サービス
3. 1—共同保存図書館内に閲覧室は必要だと思いますか？ (1つ選んで下さい)
ア) 必要だと思う イ) あれば便利だと思う必要とまではいえない
ウ) 必要ないと思う
3. 2—3. 1でアとイを選んだ方、閲覧室を用意した場合の利用者について (1つ選んで下さい)
ア) 共同保存図書館に参加している大学関係者に限る
イ) 共同保存図書館に参加の有無に関わらず、大学関係者に限る
ウ) 利用者に制限を設けず、誰でも利用できるようにする
エ) その他 (具体的に：利用者が管理・維持費用に見合う料金を負担した場合)
()
4. 貸出サービス—共同保存図書館の蔵書の貸し出しは、
ア) 共同保存図書館の参加館の有無に関わらず、大学および研究機関に限定すべき
イ) 個人利用者への直接貸出も行う(3.2でウを選択した場合、来館者へも貸出す)
ウ) その他 (具体的に：利用者(利用図書館)が管理・維持費用に見合う料金を負担した場合)
()
5. 文献複写サービス—共同保存図書館の蔵書に対する文献複写依頼には、
ア) 応じるべきである イ) 文献複写はサービス外とする
6. 参考業務(レファレンス)—共同保存図書館は、蔵書を活用した参考業務を提供すべきですか？
ア) すべきである (して欲しい)
イ) 提供してくれればありがたいが、べきとまではいえない
ウ) しなくてもよい
7. 酸性紙などの劣化対策機能(脱酸化対策や修復、保管など)の提供について
ア) そこまで含めなくてよい イ) できればやって欲しい ウ) 是非やって欲しい
8. 劣化資料の媒体変換(電子化・マイクロ化など他の媒体への変換事業の一元化)
ア) そこまで含めなくてよい イ) できればやって欲しい ウ) 是非やって欲しい

9. 収集した資料の欠落補充

ア) そこまで含めなくてよい イ) できればやって欲しい ウ) 是非やって欲しい

10. その他、期待するサービスがあればお書きください

(_____)

_____)

ご協力ありがとうございました。

資料 F：学外保存に関する補足アンケート結果

回答者数：10名

設問

1. 配送について—申込みから入手までの時間をお書き下さい
 - ①理想(例：何時に申し込んでも翌日午前中に届けて欲しい)
 - ②これ以上遅くならないで欲しい(例：午前中に申し込んだ場合は翌日中、午後の申込は翌々日)

①の回答

例の程度で妥当
早ければ早いほどいい
例のとおり
現在は月～金だが、土曜日も授業があるので月～土曜日まで希望 現在、当日の 17:00 までに申し込めば翌日正午までに届くが、当日であれば、何時に申し込んでも翌日配達してほしい。
申込から 24 時間以内に届けて欲しい
月・金) 11:00 までの申込は 13:00 以降引渡 15:30 までの申込は 16:30 以降の引渡
何時に申し込んでも翌日午前中に届けて欲しい
17 時までの申出は、翌日中。それ以降は、翌々日
午前中の申込は当日中、閉館までの申込は翌日午前中
前日中の申し込みであれば、翌日中に届けて欲しい

②の回答

例の程度で妥当
一週間に一便
例のとおり
48 時間以上はかからないで欲しい
月・金) 11:00 までの申込は 13:00 以降引渡 15:30 までの申込は 16:30 以降の引渡 より 3 日以上時間がかかるような配送
午後 3 時までの申し込みは翌日の午前中。午後 3 時以降は翌々日。
申出から中 3 日
午前中の申込は翌日中、閉館までの申込は翌々日午前中
午前中に申し込んだ場合は翌日中、午後の申込は翌々日

考察：①、②から夕方、例えば 17 時までに申し込んだ分であれば、翌日中に配達されれば概ね満足でき、それ以降閉館時までに申し込んだ分は、翌々日に配達されれば概ね満足感を得られるものと言えます。

ILL での現物借用の場合、申し込み日から中 2 日程度かかることから考えると、翌々日配達を保証する物流の仕組みを提供することで、待ち時間に対する不満から回避できるものと思われます。

2. 料金について（1つ選んで下さい。）

共同保存図書館へ移管した資料の取寄せは無料だとします。一定料金を支払えば、より短時間で資料を取寄せることが可能な **Express** サービスは必要だと思いますか？

ア) 必要だと思う	1
イ) あれば便利だが必要とまではいえないと思う	2
ウ) サービスとして用意しておいてもよいと思う	3
エ) 必要ないと思う	4

考察：**Express** サービスについては、特に必要なサービスとは言えないという結果でした。

3. 閲覧サービス

3. 1—共同保存図書館内に閲覧室は必要だと思いますか？（1つ選んで下さい）

ア) 必要だと思う	4
イ) あれば便利だと思う必要とまではいえない	3
ウ) 必要ないと思う	3

考察：閲覧室の必要性については、二つに割れました。

3. 2—3.1 でアとイを選んだ方、閲覧室を用意した場合の利用者について（1つ選んで下さい）

ア) 共同保存図書館に参加している大学関係者に限る	2
イ) 共同保存図書館に参加の有無に関わらず、大学関係者に限る	2
ウ) 利用者に制限を設けず、誰でも利用できるようにする	1
エ) その他：利用者が管理・維持費用に見合う料金を負担した場合 具体的に：主に参加大学だがILLのような利用の仕方もあったほうがよい。	2

考察：閲覧室の利用資格については、無制限とすると回答した方は1名で、閲覧室の利用は、一定の条件付と考える方が大勢を占めていることが分かりました。

4. 貸出サービス—共同保存図書館の蔵書の貸し出しは、

ア) 共同保存図書館の参加館の有無に関わらず、大学および研究機関に限定すべき	3
イ) 個人利用者への直接貸出も行う(3.2 でウを選択した場合、来館者へも貸出す)	1
ウ) その他（具体的に：利用者（利用図書館）が管理・維持費用に見合う料金を負担した場合）	6

考察：ILLでの現物貸借では、他大学から借用した図書は、館内閲覧が原則ですので、利用者へ貸し出すというよりはむしろ使用者が属する大学図書館へ貸出すというイメージが強く現れた館があります。

5. 文献複写サービス—共同保存図書館の蔵書に対する文献複写依頼には、

ア) 応じるべきである	9
イ) 文献複写はサービス外とする	1

考察：共同保存図書館にある資料の所有権が共同保存図書館にあるか、預けている大学にあるかで、複写が可能か不可能かが分かれてきます。ここでの設問では、「共同保存図書館の蔵書は参加館の共有財産」という説明の上で回答いただいた経緯がございますので、このような結果となったと思われます。

6. 参考業務(レファレンス)ー共同保存図書館は、蔵書を活用した参考業務を提供すべきですか？

ア) すべきである (して欲しい)	2
イ) 提供してくれればありがたいが、べきとまではいえない	5
ウ) しなくてもよい	3

考察：レファレンスは、共同保存図書館に求められる基本的なサービスとまでは、言えないと思われまます。

7. 酸性紙などの劣化対策機能(脱酸化対策や修復、保管など)の提供について

ア) そこまで含めなくてよい	2
イ) できればやって欲しい	5
ウ) 是非やって欲しい	3

考察：これも、共同保存図書館に求められる基本的なサービスとまでは、言えないと思われまます。

8. 劣化資料の媒体変換(電子化・マイクロ化など他の媒体への変換事業の一元化)

ア) そこまで含めなくてよい	2
イ) できればやって欲しい	7
ウ) 是非やって欲しい	1

考察：これも、共同保存図書館に求められる基本的なサービスとまでは、言えないと思われまます。

9. 収集した資料の欠落補充

ア) そこまで含めなくてよい	6
イ) できればやって欲しい	3
ウ) 是非やって欲しい	1

考察：これも、共同保存図書館に求められる基本的なサービスとまでは、言えないと思われまます。

10. その他、期待するサービスがあればお書きください

バーチャル来館を可能に！5～6年ほど前、テレビでも今後の図書館はそうなりと主にアメリカの事例を紹介していたが、その後どうなっているのか？
共同でデジタル化をすすめてほしい
ITを利用したシステムチックな申込方法の採用。たとえば、PC画面上のボタン一つで申し込み可能であるなどといった方法
蔵書目録の公開

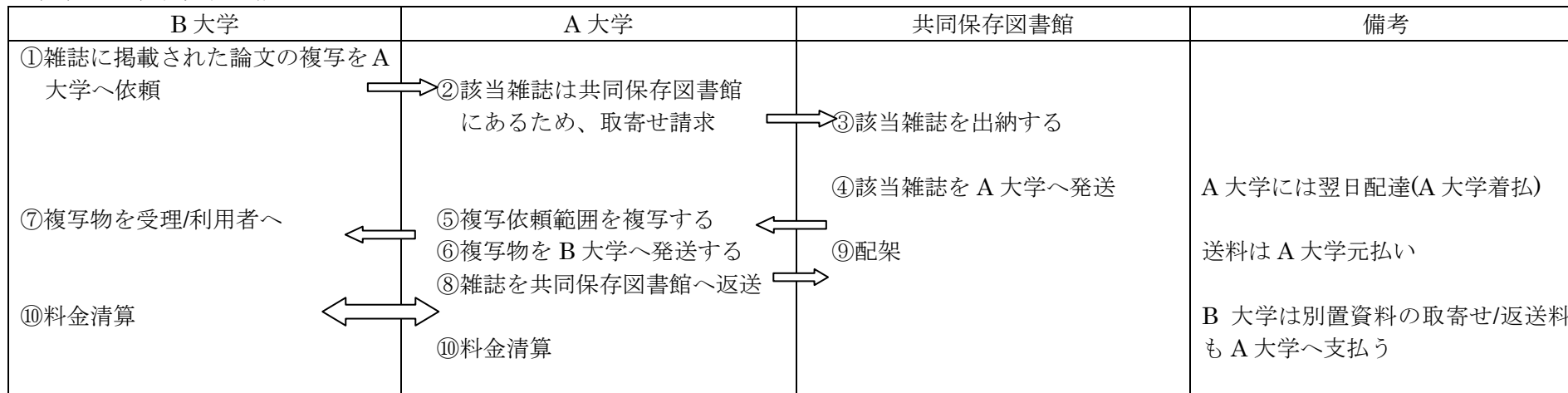
資料 G： “勧告”等にみられる保存図書館計画の流れ

年	組織名	勧告等の名称
1961年5月	日本学術会議	大学図書館の整備，拡充について(勧告)
		「書庫面積が蔵書数の増加に対応して増加していない大学図書館が大部分を占めている。」と既に書庫の狭隘化に対する改善勧告が盛り込まれている。
1963年1月	日本図書館協会	
		「保存図書館調査委員会」を組織される
1964年11月	日本学術会議	大学における図書館の近代化について(勧告)
		全国センター，地域センター，専門分野センターの任務を分担した大学図書館の全国協力体制の樹立を示唆
1965年	日本図書館協会 保存図書館調査委員会	保存図書館調査委員会報告 1965
		利用度の低下した稀利用図書を一括して離れた場所に移すことを提唱している。また、「その保管を共同化することによって、地域全体のサービスと図書館運営の合理化を図る」としている
1973年6月	国立大学図書館協会	第20回国立大学図書館協議会資料
		一定条件を満たす特別な資料は、大学の枠をこえた共同利用を前提に購入し、適当な大学図書館に備え付けることを提案
1974年11月	学術審議会	人文社会科学系外国図書に関する大学共同利用図書館の設立について
		共同利用図書館の役割として、「保存図書館として、各大学図書館で利用頻度の極度に低下した図書を集中保管する。」ことを挙げている
1980年1月	学術審議会	今後における学術情報システムの在り方について (答申)
		「情報資料の増大に伴い全国的観点からの資料の体系的保存も重要」
1992年7月	学術審議会	21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について
		学術研究情報流通整備の中で、図書資料の効果的保存システムについて検討する必要性を取り上げている
1993年12月	学術審議会	大学図書館機能の強化・高度化の推進について(報告)
		「大学内での図書館資料の保存スペースの確保には自ずと限界があるため、各大学で行う保存のほかに、地域や分野別の大学群における分担保存を考えることが必要」
1994年3月	国立大学図書館協議会	保存図書館に関する調査研究報告書
		全国レベルの視点からの共同保存図書館構想を展開
2006年3月	学術審議会	学術情報基盤の今後の在り方について(報告)
		大学図書館における資料保存スペースの狭隘化は、今後ますます深刻化を強調。 「特定の大学図書館等が集中的に特定分野の資料を収集・保存し、他の図書館等へ提供することが考えられ、既存の大学図書館等について全国共同利用の拠点としての機能を持たせることも考えられる。」と分担収集・分担保存を提起している。

資料 H： ILL フロー

A 大学が所蔵する雑誌に掲載された論文の複写を B 大学が依頼する場合

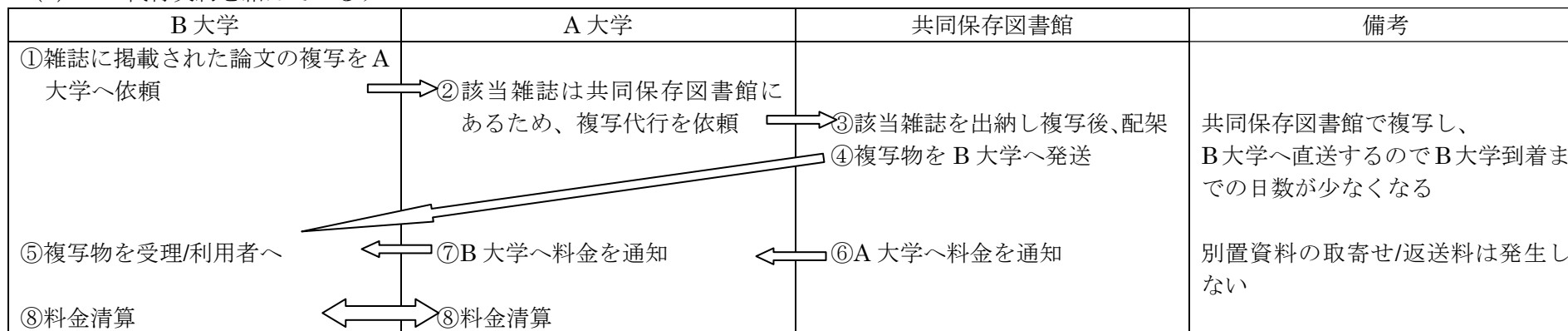
(1) ILL 代行契約を結んでいないケース



*現実的には、A 大学は B 大学に別置資料のため送料負担が増えることを伝えた上で、複写を希望するか照会すると思われます。

B 大学は A 大学への依頼をキャンセルし、自館内に所蔵している別の大学図書館へ再依頼することが予想されます。

(2) ILL 代行契約を結んでいるケース



参考・引用文献・

- [1] 国立大学図書館協議会保存図書館に関する調査研究班. “保存図書館に関する調査研究報告書”. 国立大学図書館協議会. 1994
http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/publications/reports/44/44_41_4.html,
(参照 2010-2-9)
- [2] 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会・研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会. “学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について（中間報告）”. 文部科学省. 2005
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/05071402/002.htm
(参照 2010-3-1)
- [3] 酒井昌夫. 図書館における廃棄－基本的な考え方と実際. 情報の科学と技術. 1995, 45(2), p. 80-84
- [4] Stuart-Stubbs, Basil. The New England Deposit Library and the Hampshire Interlibrary Center. A Survey of Two Storage Libraries Performed for the University Libraries of British Columbia. University of British Columbia, 1970, ED046478, 45 p. 1970
- [5] 菊池しづ子. 共同保存図書館の諸問題-Center for Research Libraryを中心に-. 図書館学会年報. 1981, 27(1), p. 31-39
- [6] Stuart-Stubbs, Basil. 前掲著
- [7] 富岡達治. 北米大学図書館訪問記（2）－保存図書館編－. 静脩. 2001.12, 38(3), p.9-12
<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/37637/1/s380303.pdf>
(参照 2010-9-26)
- [8] 第5回資料保存シンポジウム実行委員会. 図書館資料の共同保存をめぐって－現状と展望－第5回資料保存シンポジウム報告. 国立国会図書館月報. 1995, 409号, p. 16-21
- [9] 小泉徹. 特集, 書庫と保存図書館をめぐって: 立教大学図書館の書庫の現状と歴史－別棟隣接書庫から遠隔地保存書庫へ. ネットワーク資料保存. 2004.8, 第73号, p. 4-5
- [10] 立教大学新座保存書庫
<http://www.rikkyo.ac.jp/research/library/institution/preservation/service/outline/>
(参照 2009-12-16)
- [11] 日本図書館協会図書館調査事業委員会. 日本の図書館 統計と名簿 2008. 日本図書館協会, 2009.1, p. 332
- [12] 菅野俊一. 特集, リソース・シェアリング資料利用のための協力: 産業情報の保存と学外への提供. 情報の科学と技術. 1993, 43(11), p. 1014-1019
- [13] 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
http://www.hosei.ac.jp/fujimi/riim/about_b.html (参照 2010-2-17)
- [14] 北市和彦. 特集, 書庫と保存図書館をめぐって: 滋賀県立図書館における資料保存センター業務について. ネットワーク資料保存. 2004.8, 第73号, p. 1-3
- [15] 滋賀県立図書館. “平成20年度滋賀県立図書館事業概要 V 平成19年度事業実績”. 滋賀県立図書館. 2008
http://www.shiga-pref-library.jp/d_outline/pdf/05.pdf
(参照 2009-12-16)
- [16] 齋藤久実子. 紹介 神奈川県立川崎図書館における「科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー」の開設. 情報管理. 2004, 47(7), p. 476-480
- [17] 神奈川県資料室研究会. “デポジットライブラリー見学会 2007”. 神奈川県資料室研究会. 2007
<http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/ssk/topics/topics071028.htm>

(参照 2009-12-16)

- [18] MILC と HICL は当初から保存に加え共同収書を運営目的としており、単なる書庫の狭隘化対策だけを目的にしていたとは言い難い面があります
- [19] 国立国会図書館. “国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想”. 国立国会図書館. 1991
http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/about/199108_2.pdf (参照 2010-2-9)
- [20] 国立国会図書館. “国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第一次基本構想”. 国立国会図書館. 1988
http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/about/198808_1.pdf (参照 2010-2-9)
- [21] 内海啓也. “国立国会図書館関西館（仮称）構想と共同保存利用について”. 図書館資料の共同保存をめぐる—現状と展望— 第 5 回資料保存シンポジウム講演集. 国立国会図書館編. 日本図書館協会, 1995, p. 89-100
- [22] 国立国会図書館建築委員会. 国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画概要. 国立国会図書館月報, 1995.4, No.409, p. 14-15
- [23] 国立国会図書館総務部関西館準備室. 国立国会図書館関西館（仮称）基本設計の概要について. 国立国会図書館月報, 1998.5, No.446, p. 2-10
- [24] 布施芳一. 大学図書館における資料の廃棄と保存—桐朋学園大学の場合—. 情報の科学と技術, 1995, 45(2), p. 85-88
- [25] 酒井昌夫. 図書館における廃棄—基本的な考え方と実際—. 情報の科学と技術. 1995, 45(2), 1995, p. 80-84
- [26] 多摩地域の図書館をむすび育てる会. 東京にデポジット・ライブラリーを—多摩発、共同保存図書館基本構想. ポット出版, 2003, 189p
- [27] 自動書庫は収容効率こそ高いものの、設置費用が高額（100 万冊あたり 5 億～7 億円）であるため、都心の大学に適していると思われます。
- [28] 植松貞夫. “平成 11 年度大学図書館職員長期研修講義「大学図書館の建築と設備」”. 筑波大学. 1999
http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/tojo/archive/Choken/1999/choken1_4.html
(参照 2010-2-9)
- [29] 国土交通省地価公示
(<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=0&TYP=0>) から都内の㎡単価 8 万円以下の工業地域・準工業地域を検索し、以下の 2 例を得ました。
<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/FullDataServlet?MOD=0&NO1=13303&NO2=9&NO3=1&YER=2009>
<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/FullDataServlet?MOD=0&NO1=13303&NO2=9&NO3=2&YER=2009>
- [30] 多摩地域の図書館をむすび育てる会. 前掲著
-